

# 第 1 章 計画改定にあたって

## 第 1 節 計画改定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」という。）では、第 6 条第 1 項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされている。

大津市（以下、「本市」という。）では、平成 18 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 大津～H E A R T プラン（後期計画）」（以下、「現計画」という。）を策定し、本市におけるごみ処理に関する方向性を示してきた。一方、国では政府による温室効果ガスのさらなる削減目標の設定など、我が国の地球温暖化対策は緊急の課題となっており、ごみ施策においても 3 R の推進による環境負荷の一層の軽減に取り組む必要がある。

本市は平成 17 年度に旧志賀町との合併後、約 5 年が経過し、平成 21 年 4 月には中核市に移行したことにより、行政サービスの効率化及びきめ細かい対応が可能となった。廃棄物関連では一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可ならびに産業廃棄物収集運搬業等の許可について、県より権限移譲されたところである。

このような状況の中、現計画策定後の地球温暖化問題への対応の推進やごみ減量政策の推進に伴う住民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要がある。

現計画の計画目標年次は平成 22 年度であり、計画の更新時期に来ていることから、このたび計画を改定することとした。計画改定にあたっては、ごみの減量や資源化率の推移などの計画の進捗状況やごみ処理費用などについて積極的に情報開示を進めるとともに、情報を住民と共有し、住民、事業者、行政の 3 者がパートナーシップをもって取り組んでいくこととする。

## 第 2 節 計画の位置付け及び性格

本計画は、廃棄物処理法はもとより、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法や「第三次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものである。

また、本計画は、本市の総合計画及び環境基本計画の実施計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するものである。

ここで、循環型社会形成に向けた法体系を図 1-2-1 に、本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを図 1-2-2 にそれぞれ示す。また、本計画の策定フローを図 1-2-3 に示す。

図 1-2-1 循環型社会形成に向けた法体系

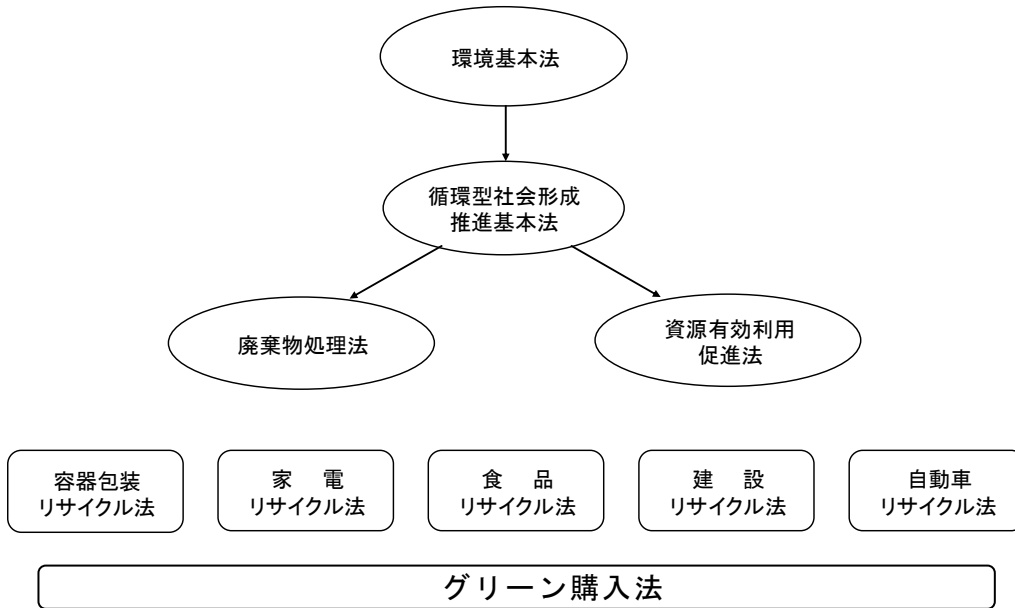


図 1-2-2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

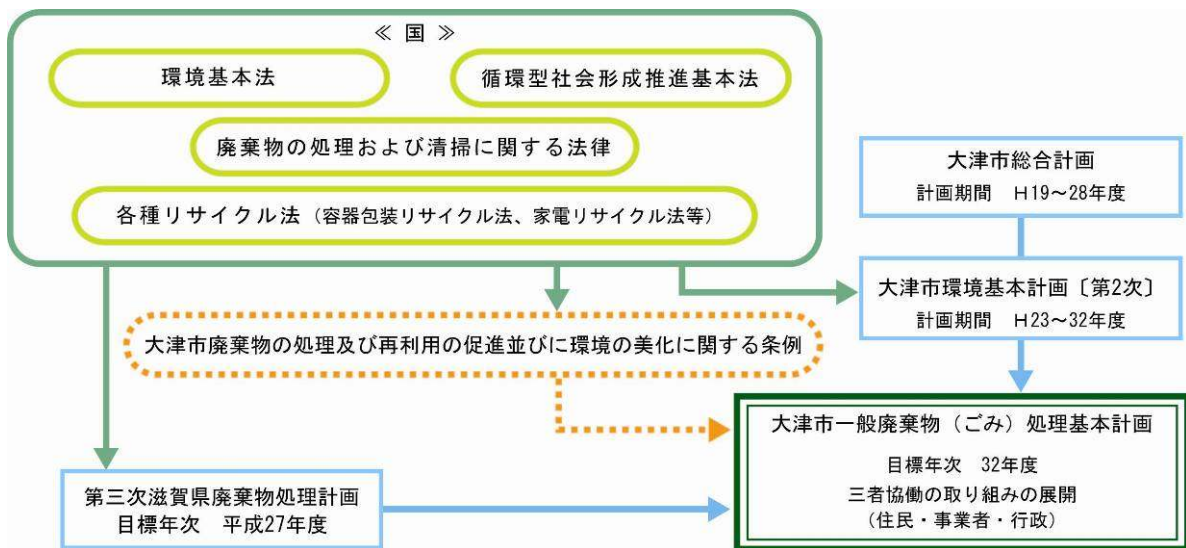
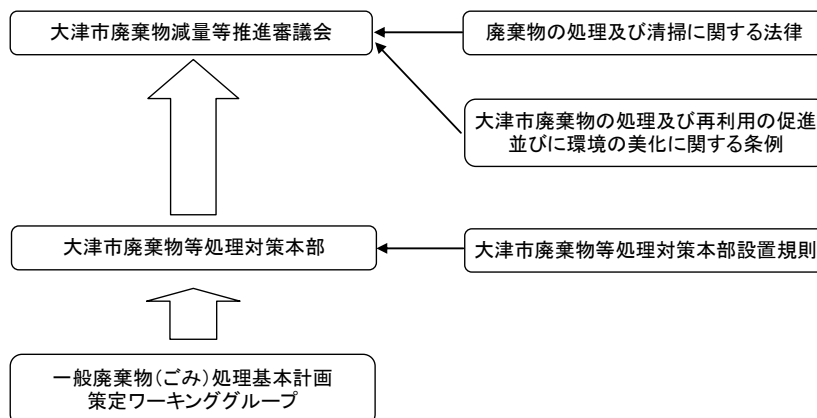


図 1-2-3 本計画の策定フロー



### 第3節 諸計画との関係

廃棄物処理法第6条第3項において「市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。」と規定している。

本市では、将来の全体的なまちの計画として、総合計画を策定している。また、環境面全般にわたる総合的な計画として、大津市環境基本計画を策定している。

これらを上位計画として、本計画は上位計画と整合性を図る必要がある。

#### 1. 大津市総合計画基本構想（平成18年12月）

大津市総合計画基本構想において、ごみに関連する事項は、以下のとおりである。

##### ● 将来都市像

「人を結び、時を結び、自然と結ばれる結の湖都 大津」

##### ● まちづくりの基本理念

〈人間性の尊重〉

〈市民自治の確立〉

〈環境の保全と創造〉

##### ● 基本方針

##### ③ 次代へ引き継ぐ「自然のうるおい」を創る

豊かな自然との共生を図るとともに、その恵みを享受できる取組を進める。

##### 資源を大切にすまちにします

環境問題に関しては、地球規模で考え、個人や地域でできる身近なことから取り組んでいくことが大切である。このため、市民、事業者、行政の協働による取組を推進し、あらゆる活動で環境への配慮が行われるよう市民意識の啓発や情報の提供をするとともに、事業活動における環境への配慮を促進していく。また、生活環境を保全し、安全性を確保するため、環境監視や必要な規制の強化を図る。

##### 資源を有効に利用すまちづくり

- 1 ごみの減量と再資源化
- 2 省エネルギー活動の推進
- 3 効率的なエネルギー利用の推進

##### ごみを適切に処理すまちづくり

- 1 処理施設の整備
- 2 適正処理の推進

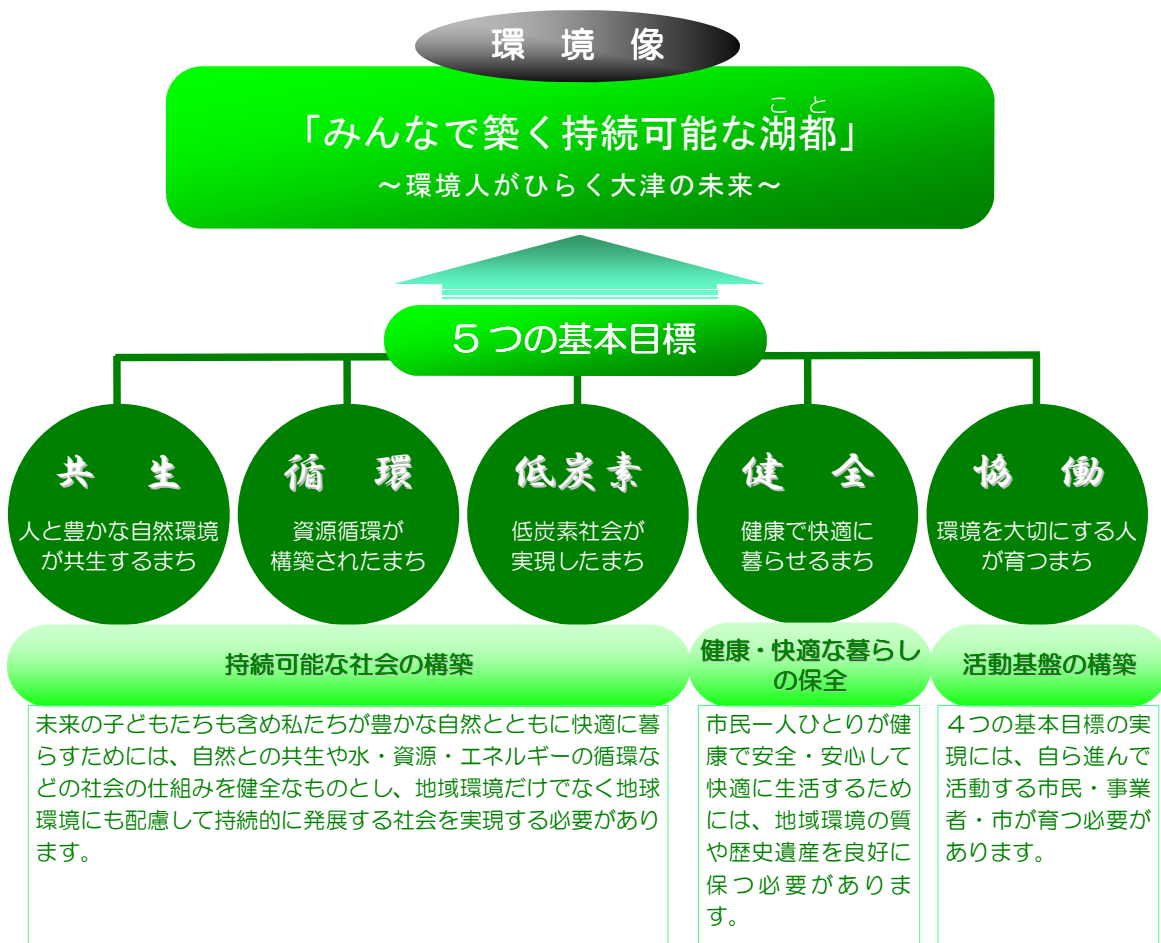
## 2. 大津市環境基本計画 [第2次]

大津市環境基本条例第7条第1項に基づいて策定されている。大津市環境基本計画は、大津市総合計画を環境面から実現していこうとするものであり、ごみに関連する事項は、以下のとおりである。

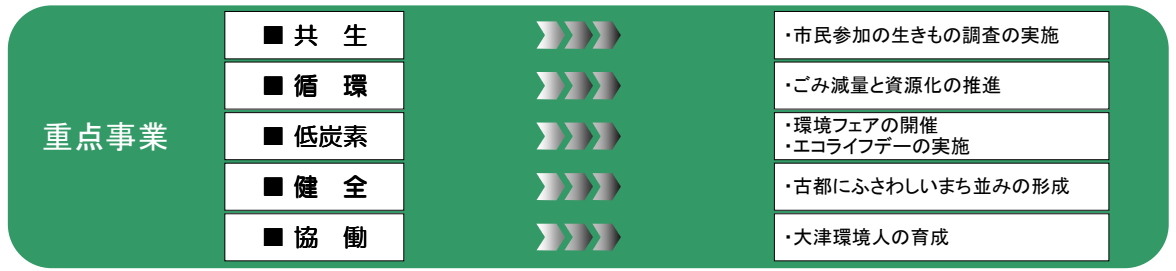
- 大津市環境基本条例 第7条第1項

市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

- 計画の体系



私たちが目指す環境像 「みんなで築く持続可能な湖都～環境人がひらく大津の未来～」



第4節 計画目標年次

平成20年6月に環境省より公表された「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年次については原則として計画策定時より10～15年程度とされている。本計画では平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とする。

## 第2章 地域の概況

### 第1節 大津市の特性

#### 1. 地勢

本市は、本州のほぼ中央にある琵琶湖の西南端に位置する、前に琵琶湖、後に比叡、比良などの山々に囲まれた、南北 45.6km 東西 20.6km の細長い地形で、面積は 464.10km<sup>2</sup> で県全体の約 11.6%を占めている。京阪神と東海及び北陸を結ぶ交通の要衝にあり、人と物資の交流によって栄えてきた。

西は隣県の京都府（京都市・宇治市・宇治田原町）、北は高島市、東は草津市及び栗東市、南は甲賀市とそれぞれ隣接している。

本市の位置図を図 2-1-1 に示す。

図 2-1-1 本市の位置図



出典：国土地理院 承認番号 平 14 総複 第 149 号 「白地図 KenMap」 編集図より

## 第2節 社会環境

### 1. 人口及び世帯数の状況

平成12年度から平成21年度までの大津市の人口、世帯数の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示す。本市の人口及び世帯数は、京阪神都市圏に属する自然に恵まれた都市として、平成12年以降、一貫して増加傾向が続いているが、増加率については緩やかな減少傾向にある。

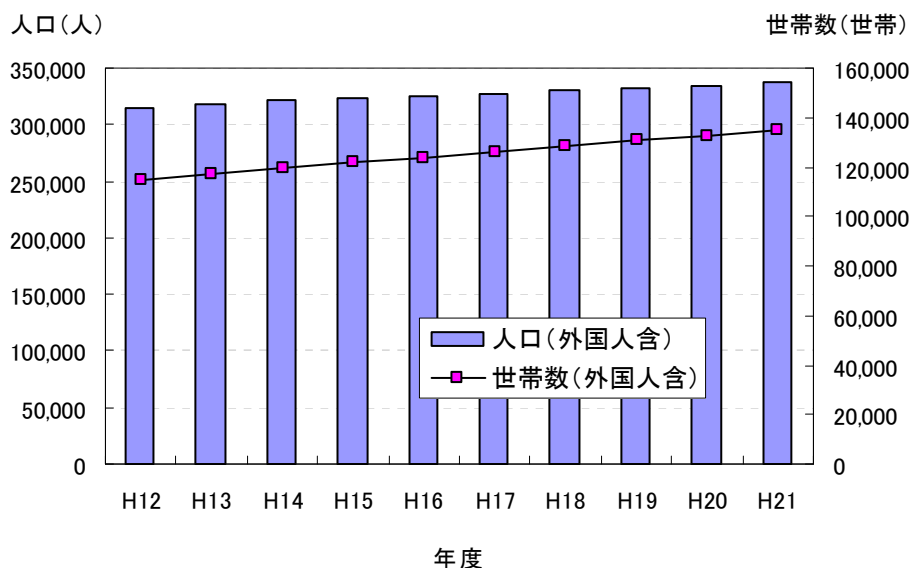
世帯人口については減少傾向にあり、核家族化の進行が伺える。

表2-2-1 人口と世帯数の推移(各年度末)

項目	人口				世帯数		世帯人口
	男 人	女 人	合計 人	外国人含 合計 人	世帯数 世帯	外国人含 世帯	外国人含 人/世帯
平成11年度	150,401	157,326	307,727	311,870	109,812	112,048	2.78
平成12年度	151,692	158,958	310,650	314,923	112,060	114,353	2.75
平成13年度	153,158	160,776	313,934	318,129	114,629	116,898	2.72
平成14年度	154,533	162,504	317,037	321,231	117,035	119,352	2.69
平成15年度	155,789	164,262	320,051	324,224	119,332	121,716	2.66
平成16年度	155,831	164,581	320,412	325,621	120,351	123,452	2.64
平成17年度	157,188	165,956	323,144	327,479	123,438	126,077	2.60
平成18年度	158,242	167,171	325,413	329,675	125,638	128,255	2.57
平成19年度	159,442	168,731	328,173	332,427	128,127	130,796	2.54
平成20年度	160,170	169,971	330,041	334,341	130,143	132,882	2.52
平成21年度	161,701	171,267	332,968	337,281	132,385	135,123	2.50

出典：大津市HP統計情報より作成

図2-2-1 本市の人口と世帯数の推移



出典：大津市HP統計情報より作成

## 2. 産業の状況（産業別就業者数）

平成 12 年及び平成 17 年の国勢調査結果に基づく本市の産業別就業者数と構成比を表 2-2-2 に示す。平成 12 年と平成 17 年を比較すると、第一次産業はおおむね横ばい傾向である。第二次産業では、建設業、製造業がともに減少している。第三次産業は、医療・福祉が構成比で 2.6 ポイント、教育・学習支援業 0.6 ポイント、情報通信業が 0.5 ポイント増加し、卸売・小売業が-0.9 ポイント、金融・保険業が-0.7 ポイント減少している。

表 2-2-2 産業別就業者数と構成比（産業大分類別）

単位：人、%

項目	平成 12 年		平成 17 年	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比
総数	125,406	100.0	126,668	100.0
第一次産業	88	0.07	100	0.08
農業	42	0.03	55	0.04
林業	17	0.01	19	0.01
漁業	29	0.02	26	0.02
第二次産業	28,086	22.4	25,721	20.3
鉱業	24	0.02	32	0.03
建設業	8,571	6.8	7,011	5.5
製造業	19,491	15.5	18,678	14.7
第三次産業	97,232	77.5	100,547	79.6
電気・ガス・熱供給・水道業	1,094	0.9	1,035	0.8
情報通信業	2,684	2.1	3,283	2.6
運輸業	3,534	2.8	3,394	2.7
卸売・小売業	24,902	19.9	24,105	19.0
金融・保険業	4,872	3.9	4,016	3.2
不動産業	2,134	1.7	2,125	1.7
飲食店、宿泊業	12,548	10.0	12,269	9.7
医療、福祉	11,698	9.3	15,114	11.9
教育、学習支援業	7,081	5.6	7,882	6.2
複合サービス業	1,193	1.0	1,035	0.8
サービス業（他に分類されないもの）	19,999	15.9	20,289	16.0
公務	5,503	4.4	6,300	5.0

出典：「統計おおつ 平成 20 年」 各年事業所・企業統計調査

注 1) 志賀町分を含む。

注 2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



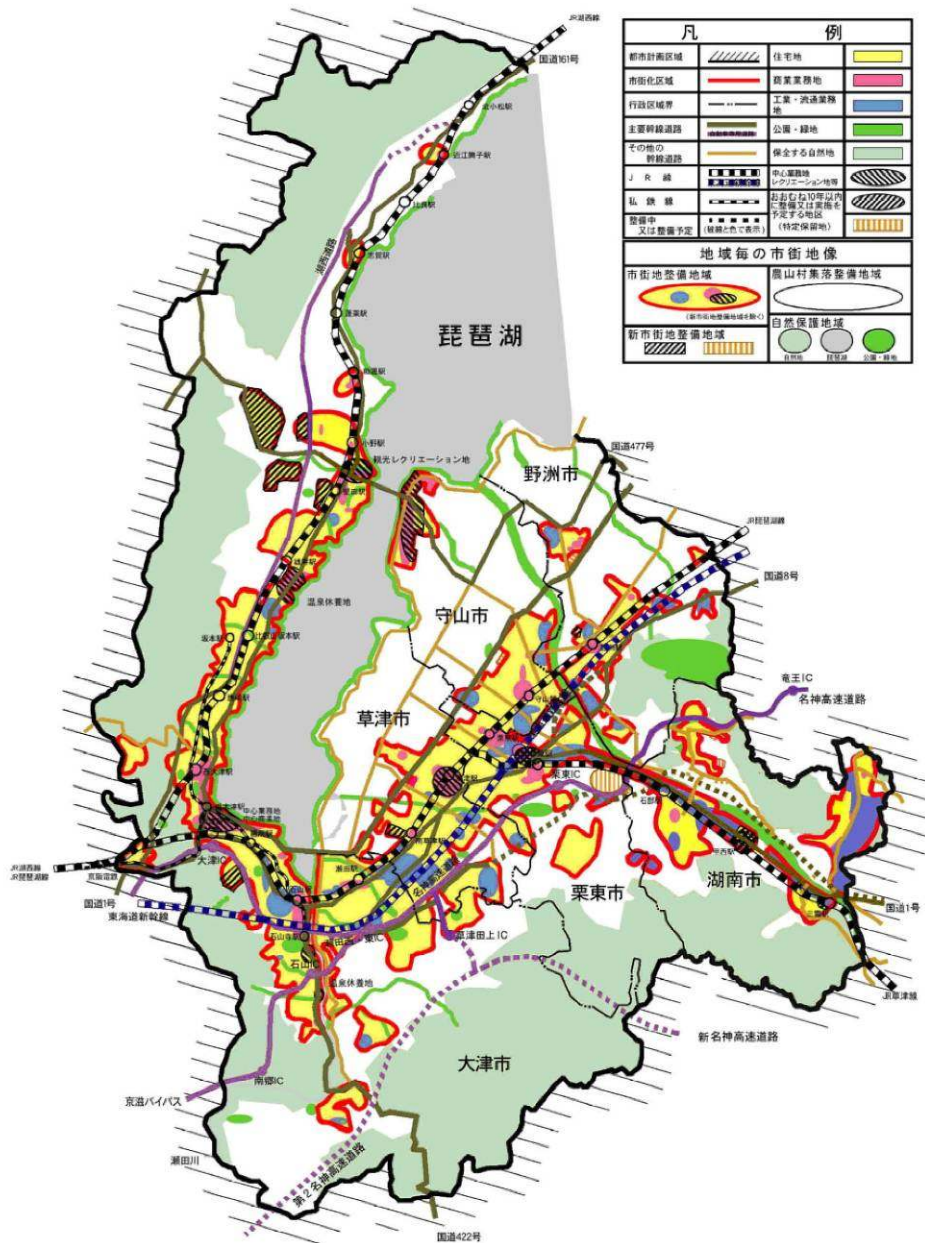
### 3. 土地利用の状況

#### (1) 都市計画区域

本市を含む大津湖南都市計画区域を図 2-2-2 に示す。

本都市計画の区域は、本市を含む湖南部 6 市に及び、面積は 60,627ha である。  
この内の 5 割以上に当たる 32,910ha が本市の計画区域になっている。

図 2-2-2 大津湖南都市計画区域



出典：大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 滋賀県より

### 第3章 ごみ処理の現況調査と評価

#### 第1節 ごみ処理体系の概要

##### 1. ごみ処理の沿革

本市におけるごみ処理の沿革を表3-1-1に示す。

表3-1-1(1) ごみ処理の沿革(その1)

明治35年(1902)	人曳による荷車でじん芥収集を実施	汚物掃除法 (M33~S29)	
昭和2年(1927)	牛馬によるじん芥収集を実施		
昭和8年(1933)	自然通風式(バッチ式)焼却炉を松本町及び膳所中の庄に建設		
昭和23年(1948)	トラックによるじん芥収集を実施(週2回に増加)		
昭和36年(1961)	膳所上別保町にバッチ式焼却炉を建設		清掃法 (S29~S45)
昭和38年(1963) 4月	ごみの分別収集開始、燃やせないごみを月1回収集		
昭和41年(1966) 12月	堅田町にバッチ式焼却炉の堅田じん芥焼却場を建設		廃棄物処理法 (S45~) 廃棄物処理法 改正(S51)
昭和42年(1967) 4月	瀬田、堅田両町との合併		
昭和43年(1968) 8月	仰木町に仰木不燃物処分地開設		
昭和44年(1969) 5月	燃やせないごみの収集回数を月1回から月2回に増加		
昭和44年(1969) 6月	膳所上別保町に連続燃焼式機械炉へ建替完成		
昭和46年(1971) 6月	一部の地域で夜間収集を開始		
昭和46年(1971) 9月	石山寺辺町に寺辺不燃物処分地開設		
昭和51年(1976)	事業系ごみ収集業許可制開始		
昭和52年(1977) 9月	事業系ごみ市直営有料収集廃止		
昭和52年(1977) 9月	大津市議会で「ごみ非常事態宣言」を決議		
昭和52年(1977) 11月	寺辺不燃物処分地閉鎖		
昭和52年(1977) 12月	大津市・志賀町清掃センター組合(一部事務組合)設立		
昭和53年(1978) 7月	(財)大津市産業廃棄物処理公社設立		
昭和53年(1978) 10月	大型ごみの定期収集開始(1回/年)		
昭和54年(1979) 12月	堅田不燃物処分地開設		
昭和55年(1980) 4月	仰木不燃物処分地閉鎖		
昭和55年(1980) 10月	大型ごみのうち資源(洗濯機、冷蔵庫)の分別収集を開始		
昭和55年(1980) 12月	膳所上別保町に資源回収センターを開設		
昭和56年(1981) 3月	大津市・志賀町「廃棄物処理基本計画」を策定		
昭和56年(1981) 5月	「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足		
昭和57年(1982) 4月	かん・びんの分別収集を開始(収集回数月1回)		
昭和57年(1982) 4月	大型ごみの収集回数を年2回に増加		
昭和57年(1982) 5月	燃やせるごみの指定紙袋排出制を実施		
昭和57年(1982) 6月	燃やせないごみの収集回数月2回から月4回に増加 (燃やせないごみにプラスチックを入れる)		
昭和57年(1982) 7月	堅田不燃物処分地閉鎖		
昭和57年(1982) 7月	石山内畑町に南部不燃物処分地開設		
昭和58年(1983) 3月	南部不燃物処分地に熔融固化処理機を設置		
昭和58年(1983) 11月	大石中町に産業廃棄物処理施設として大津クリーンセンターを開設		
昭和59年(1984) 4月	大型ごみの収集回数年2回を年3回に増加		

表 3-1-1 (2) ごみ処理の沿革 (その2)

昭和60年(1985)	5月	伊香立下龍華町に大津市・志賀町清掃センター組合最終処分場開設 燃やせないごみの収集回数月4回から週1回に変更 廃乾電池の分別収集を実施 かん、びんを月の前半(第1・2週)、後半(第3・4週)に分け収集	
昭和61年(1986)	4月	大津クリーンセンター内に再資源化施設を開設	
昭和62年(1987)	4月	「大津市・志賀町清掃センター組合」を「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更	
	6月	南部不燃物処分地を閉鎖	
昭和63年(1988)	3月	大津市清掃工場完成 燃やせるごみの指定紙袋排出制を自由袋制に変更	
平成 元年(1989)	3月	行政事務組合クリーンセンター焼却施設完成	
	6月	石山外畑町に第二南部不燃物処分地開設	
平成 2年(1990)	1月	フェニックス(大阪湾広域臨海環境整備センター) 事業供用開始	
	10月	牛乳パック回収資源化運動の支援開始	
平成 3年(1991)	3月	大津市・志賀町「一般廃棄物処理基本計画」策定	廃棄物処理法 改正(H3)
	4月	行政事務組合クリーンセンター粗大ごみ処理施設開設	
	12月	「紙の日」運動開始	
平成 4年(1992)	4月	大型ごみの収集回数年3回を年4回に増加	
	9月	リサイクルマーケット・イン・大津開催(以後毎年開催)	
平成 5年(1993)	4月	古紙再資源化促進補助金制度開始	
	11月	環境基本法公布	
	12月	不法投棄市民監視員制度発足	
平成 6年(1994)	6月	「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の制定	
	7月	石山外畑町の第二南部不燃物処分地埋立完了 (財)大津市産業廃棄物処理公社大石淀町最終処分場竣工	
	8月	大津市大石曾束町に大津市大田廃棄物最終処分場を開設 大石淀町に(財)大津市産業廃棄物処理公社最終処分場を開設 大津方式によるフロン回収開始	
平成 7年(1995)	9月	「大津市環境基本条例」公布(施行11月)	容器包装リサイクル法 制定(H7)
	10月	堅田じん芥焼却場廃止	
平成 8年(1996)	1月	堅田不燃物処分地廃止	
	2月	廃棄物減量等推進審議会発足	
	3月	「滋賀県環境基本条例」公布	
	4月	廃棄物処理手数料等の改正	
	10月	分別収集計画策定	
平成 9年(1997)	4月	機構改革により環境部新設(従来の環境整備部と市民部住みよい環境課)	廃棄物処理法 改正(H9)
平成10年(1998)	1月	大津市・志賀町行政事務組合最終処分場(既設)埋立完了 大津市・志賀町行政事務組合最終処分場増設1期を開設	容器包装リサイクル法 一部施行(H9)
	3月	再資源化施設(ペットボトル)増設工事完工	
	4月	ペットボトル分別収集開始(びんと一括収集)	
平成11年(1999)	6月	第2期分別収集計画策定	
	11月	びん・ペットボトル透明袋モデル回収事業(市内5学区)	
平成12年(2000)	4月	資源ごみを透明袋にて回収 びんを有色・無色透明びんに分別	循環型社会形成 推進基本法 (H12~)

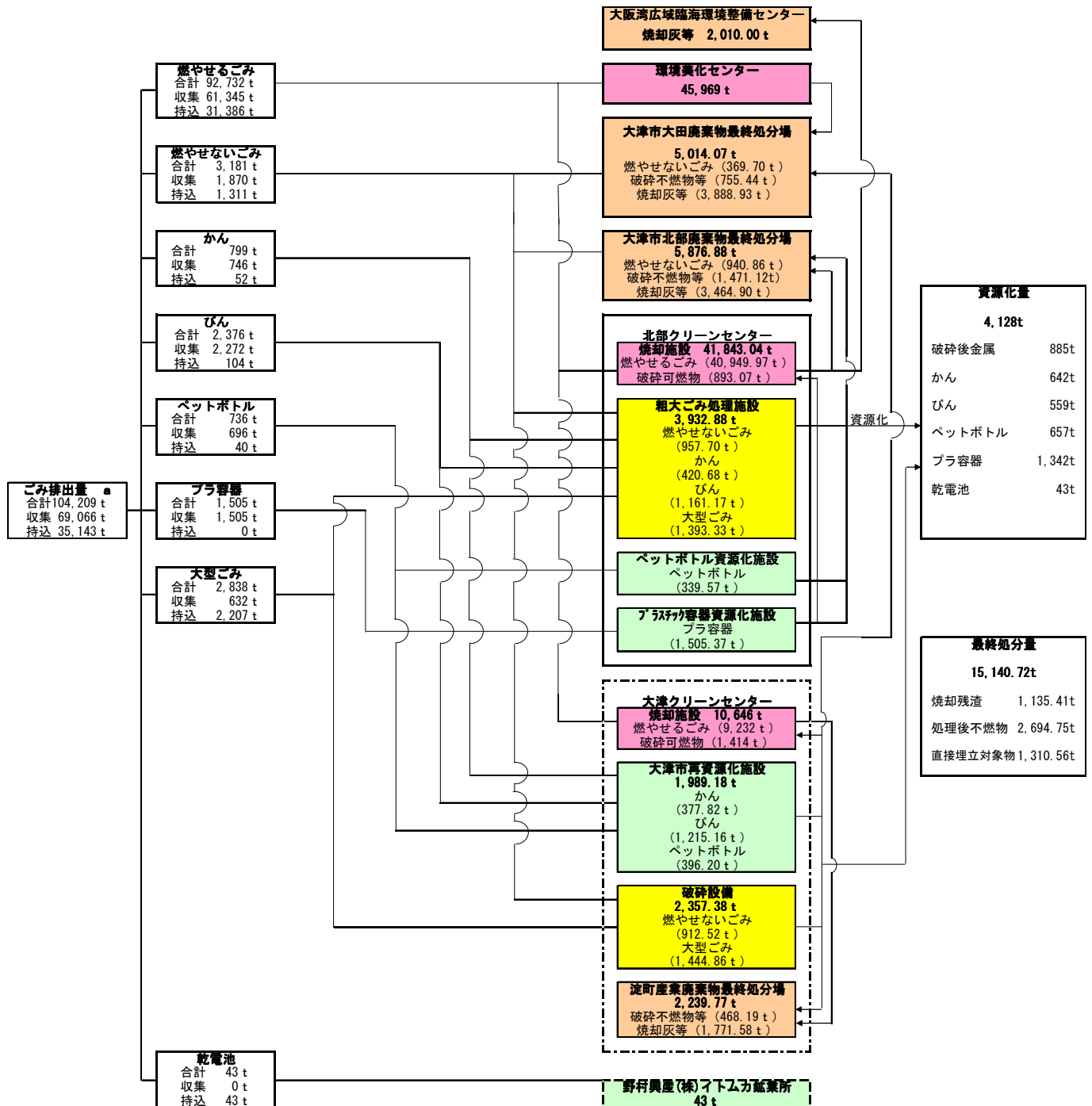
表 3-1-1 (3) ごみ処理の沿革 (その3)

平成13年(2001)	3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定	
	4月	大型ごみ以外のごみを透明指定ごみ袋にて収集 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)施行 廃棄物処理手数料等の改正 大津市・志賀町行政事務組合最終処分場増設1期埋立完了 大津市・志賀町行政事務組合最終処分場増設2期供用開始	
	5月	大津市中央郵便局と不法投棄に係る情報提供に関する覚書締結	
平成14年(2002)	6月	第3期分別収集計画策定	
平成15年(2003)	1月	ペットボトルの単独収集開始 大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターペットボトル減容機増設工事完工	
平成16年(2004)	1月	ごみコールセンター開設(廃棄物収集情報管理システム構築)	
	4月	動物死体収集委託開始 「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の一部改正(ごみ集積所へ排出されるごみの持ち去り行為の禁止等に関する改正) 「家電リサイクル法」に冷凍庫が追加	
	7月	プラスチック製容器包装のモデル分別収集事業(1学区)	
平成17年(2005)	6月	第4期分別収集計画策定	
	8月	循環型社会形成推進地域計画策定	
平成18年(2006)	3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(後期計画)策定 大津市・志賀町行政事務組合解散 志賀町との合併 「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」施行	改正容器包装 リサイクル法成立・ 一部施行(H18)
平成19年(2007)	1月	容器包装リサイクル施設(大津市北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設)完工	
	2月	プラスチック容器包装(袋類、パック・カップ類、プラスチックボトル類)分別収集開始 有色・無色透明びんを合わせて収集(施設にて分別を行う) 燃やせないごみの収集回数を月2回から1回に変更 収集曜日の再編成および夜間収集の廃止	
	6月	第5期分別収集計画策定	
	11月	ごみ減量ガイドブックを全戸配布	
平成20年(2008)	1月	大型ごみ戸別有料収集開始 小型家電製品と小型金属類を大型ごみから燃やせないごみに変更 燃やせないごみの搬入施設を最終処分場からクリーンセンターに変更 廃棄物処理手数料等の改正	改正容器包装 リサイクル法完全施行 (H20)
平成21年(2009)	4月	中核市移行に伴い、産業廃棄物に係る事務を産業廃棄物対策課及び不法投棄対策課において所管 「家電リサイクル法」にプラズマテレビ、液晶テレビ、衣類乾燥機が追加	
	10月	プラスチック製容器包装収集範囲の拡大(プラマークの付いたきれいなもの全て)	
平成22年(2010)	3月	循環型社会形成推進地域計画策定	

## 2. ごみ処理フロー

平成 21 年度における本市のごみ処理フローを図 3-1-1 に示す。なお、本報告書で用いる用語の定義を表 3-1-2 に、ごみ処理に関するイメージフローを図 3-1-2 に示す。

図 3-1-1 ごみ処理フロー（平成 21 年度）



凡例

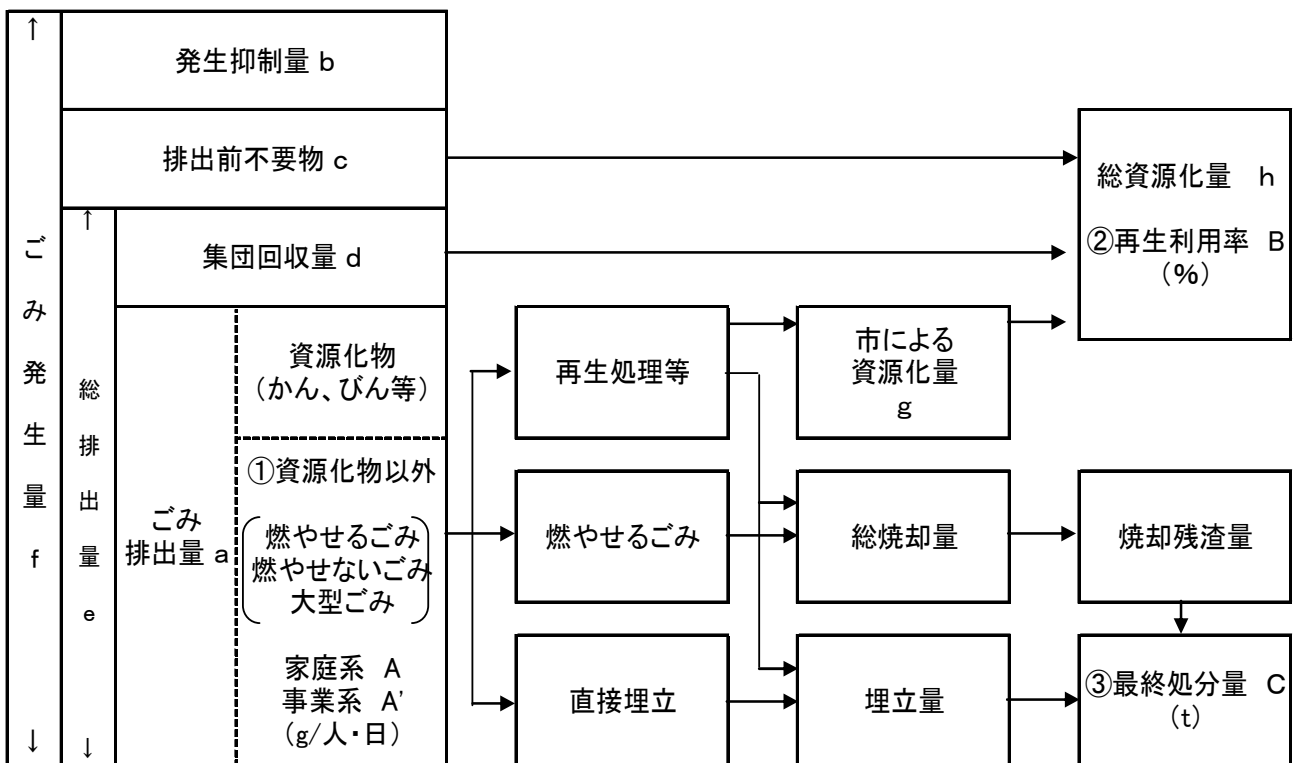
- : 大津市の施設    □ (点線) : (財)産業廃棄物処理公社の施設    □ (点線) : 県外の施設 (公共・民間)
- (オレンジ) : 焼却処理施設    ■ (緑) : 資源化施設    ■ (黄) : 破砕施設    ■ (茶) : 最終処分場

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 3-1-2 本計画書で用いる用語の定義

ごみ排出量 a	本市が収集・運搬、中間処理、最終処分を行うものであり、各種目標値の対象となるごみのこと 「家庭系ごみ」（一般家庭からの収集ごみ） ・ 資源回収されないもの…発生抑制に関する目標指標 ・ 資源回収されるもの 「事業系ごみ」（事業所からの直接搬入ごみ、一部家庭系含む） ・ 資源回収されないもの…発生抑制に関する目標指標 ・ 資源回収されるもの
発生抑制量 b	「環境にやさしい暮らしの定着」、「大型ごみの戸別有料制」など現計画において掲げた各種施策に基づく減量分のこと 数値の把握が困難であるため、表 3-9-2 での現計画との比較時のみ使用
排出前不要物 c	ごみとなる前の再生利用量のこと 拠点回収による牛乳パック、刈草剪定枝など
集団回収量 d	各家庭において集団回収に出された量のこと
総排出量 e a + d	「ごみ排出量 a」に「集団回収量 d」を加えたものである
ごみ発生量 f (不要物発生量) a + b + c + d	「ごみ排出量 a」、「発生抑制量 b」、「排出前不要物 c」、「集団回収量 d」の合計 ただし、今後の予測に「発生抑制量 b」は含んでいない

図 3-1-2 ごみ処理に関するイメージフロー



## 第2節 収集運搬の現況

### 1. 収集体制の状況

#### (1) 家庭系ごみ

本市における家庭系ごみの収集体制は、表3-2-1のとおり分別排出されている。また、市民が直接処理施設に持ち込む場合は50kgまでは無料で、50kgを超えた分について、ごみ処理手数料を徴収している。

表3-2-1 現状の収集体制一覧（家庭系ごみ）

分別区分	収集区分	収集回数	排出方法	収集方法	運搬先
燃やせるごみ	委託	2回/週	市指定透明袋	ステーション	環境美化センター 焼却施設 北部クリーンセンター 焼却施設 大津クリーンセンター 焼却施設
燃やせないごみ	委託	1回/月	市指定透明袋	ステーション	大田廃棄物最終処分場 北部廃棄物最終処分場 北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 大津クリーンセンター 破碎設備
かん	委託	2回/月	市指定透明袋	ステーション	北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 大津クリーンセンター 大津市再資源化施設
びん	委託	1回/月	市指定透明袋	ステーション	北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 大津クリーンセンター 大津市再資源化施設
ペットボトル	委託	2回/月	市指定透明袋	ステーション	北部クリーンセンター ペットボトル資源化施設 大津クリーンセンター 大津市再資源化施設
プラスチック製 容器包装	委託	2回/月	市指定透明袋	ステーション	北部クリーンセンター プラスチック容器資源化施設
大型ごみ	直営・委託	予約制	単体	戸別	大津クリーンセンター 破碎設備
乾電池	自己搬入	随時	単体	拠点回収	委託業者処理（野村興産イトムカ鉱業所）

#### (2) 事業系ごみ

事業系のごみについては、表3-2-2のとおり直接持ち込みまたは収集運搬業者により集められ、各施設に搬入されている。また、事業者が直接処理施設に持ち込む場合の手数料は、10kgまでごとに150円を徴収している。

表3-2-2 現状の収集体制一覧（事業系ごみ）

分別区分	収集区分	収集回数	排出方法	収集方法	運搬先
燃やせるごみ	自己搬入 許可業者	随時	中身の見える袋	----- 戸別	環境美化センター 焼却施設 北部クリーンセンター 焼却施設
燃やせるごみ 以外	許可	随時	単体	戸別	北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 大津クリーンセンター 大津市再資源化施設 大津クリーンセンター 破碎設備

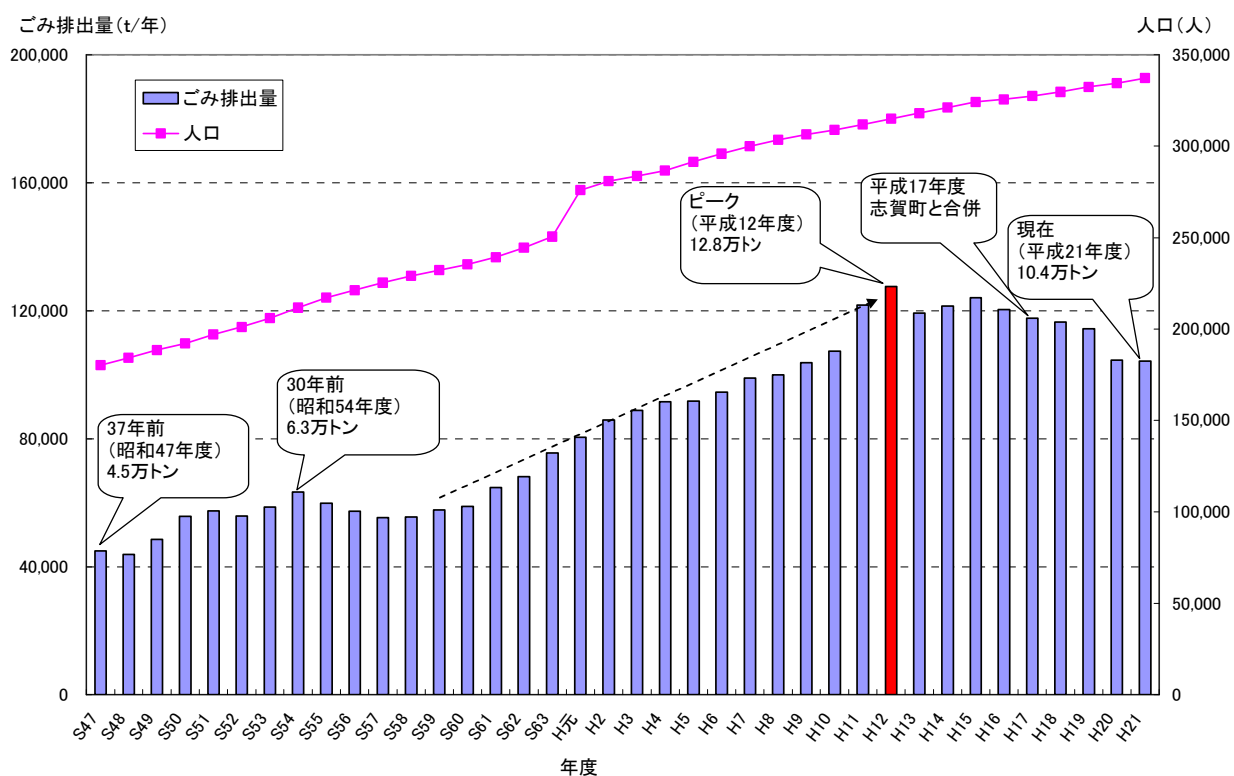
### 第3節 ごみの性状及び排出量

#### 1. ごみ排出量の推移

##### (1) ごみ排出量の変遷

昭和47年度から平成21年度までのごみ排出量の推移を図3-3-1に示す。昭和54年度から平成12年度までの約20年間にごみ排出量は約2倍（6.3万トン→12.8万トン）に増加したが、その後、景気の低迷や減量化施策の浸透などにより、現在は平成9年度とほぼ同程度の約10万トンまで減少している。

図3-3-1 ごみ排出量の推移（昭和47年度～平成21年度）



注) 昭和63年度までは旧志賀町分を含んでいない。



(2) 過去5年間の推移（家庭系及び事業系）

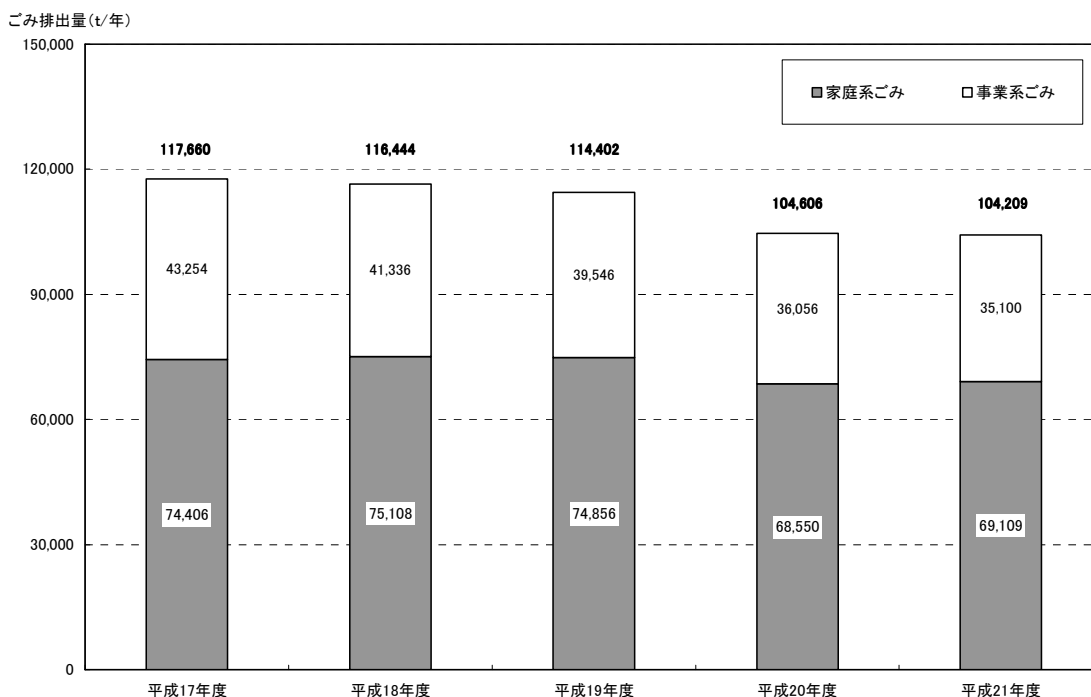
本市における家庭系及び事業系ごみ排出量の推移を表3-3-1及び図3-3-2に示す。過去5年間をみると、総排出量、家庭系ごみ量、事業系ごみ量のいずれも減少傾向にある。内訳をみると、家庭系ごみでは燃やせるごみ及び大型ごみは減少傾向にあり、資源ごみは増減を繰り返しながらも、やや増加している。特に大型ごみの減少が著しい。また、事業系ごみでは燃やせるごみ及び資源ごみは減少傾向にあり、燃やせないごみ及び大型ごみは増減を繰り返しながらも、過去5年間でやや増加している。なお、本報告書では収集ごみ及び乾電池を「家庭系ごみ」とし、持込ごみを「事業系ごみ」とする。なお、持込ごみには少量の家庭系ごみを含んでいる。

表 3-3-1 ごみ排出量の推移(家庭系・事業系)

項目	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21/H17
人口	人	327,479	329,675	332,427	334,341	337,281	1.03
ごみ排出量	t/年	117,660	116,444	114,402	104,606	104,209	0.89
家庭系ごみ	t/年	74,406	75,108	74,856	68,550	69,109	0.93
燃やせるごみ	t/年	63,815	63,648	60,905	60,685	61,345	0.96
燃やせないごみ	t/年	1,827	1,845	1,719	1,854	1,870	1.02
資源ごみ	t/年	4,232	4,608	6,129	5,407	5,219	1.23
かん	t/年	1,030	980	921	793	746	0.72
びん	t/年	2,519	2,580	2,419	2,291	2,272	0.90
ペットボトル	t/年	683	721	739	716	696	1.02
プラ製容器包装	t/年	-	327	2,050	1,607	1,505	-
乾電池	t/年	40	38	39	32	43	1.08
大型ごみ	t/年	4,492	4,969	6,064	572	632	0.14
事業系ごみ	t/年	43,254	41,336	39,546	36,056	35,100	0.81
燃やせるごみ	t/年	39,699	37,928	36,425	32,611	31,386	0.79
燃やせないごみ	t/年	1,093	1,030	907	1,255	1,311	1.20
資源ごみ	t/年	493	472	300	271	196	0.40
かん	t/年	81	70	48	55	52	0.64
びん	t/年	331	321	178	159	104	0.31
ペットボトル	t/年	81	81	74	57	40	0.49
大型ごみ	t/年	1,969	1,906	1,915	1,919	2,207	1.12

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 3-3-2 ごみ排出量の推移(家庭系・事業系)



## 2. ごみ排出量原単位の推移及び比較

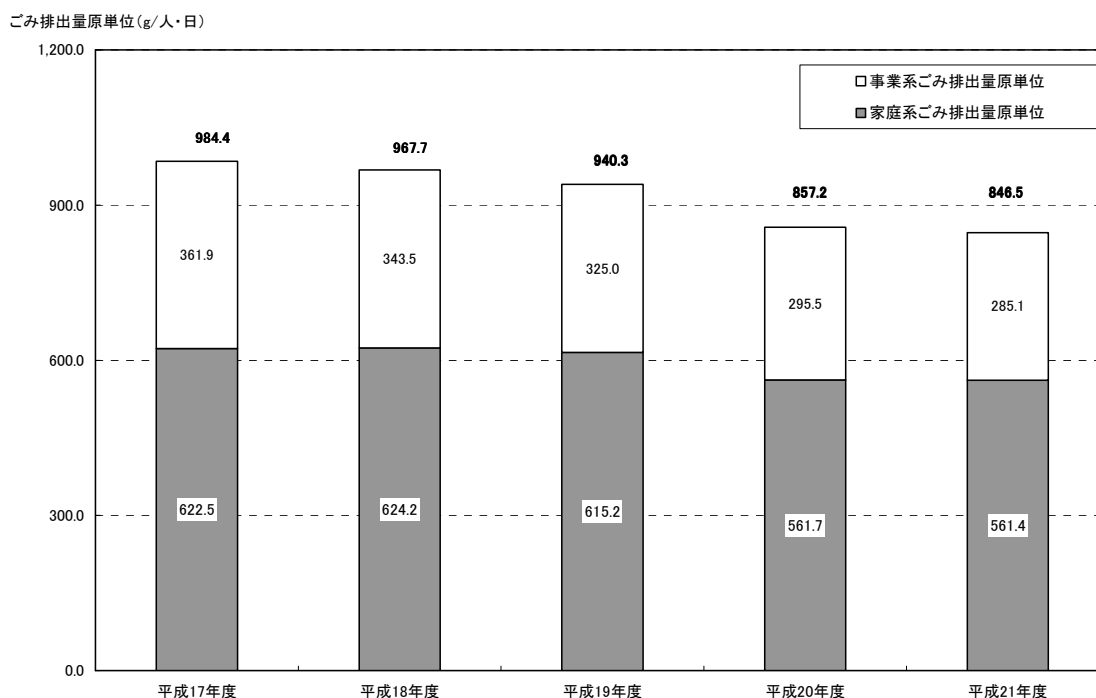
本市におけるごみ排出量原単位の推移を表 3-3-2 及び図 3-3-3 に示す。過去 5 年間をみると、ごみ排出量原単位、家庭系ごみ排出量原単位、事業系ごみ排出量原単位のいずれも減少傾向にある。内訳をみると、家庭系ごみ排出量原単位では燃やせるごみ及び大型ごみは減少傾向にあり、特に大型ごみの減少が著しい。燃やせないごみはほぼ横ばい傾向で、資源ごみは増減を繰り返しながらもやや増加している。また、事業系ごみ排出量原単位では燃やせるごみ及び資源ごみは減少傾向にあり、燃やせないごみは増減を繰り返しながらもおおむね横ばい傾向で、大型ごみは平成 21 年度に大きく増加した。

表 3-3-2 ごみ排出量原単位の推移(家庭系・事業系)

項目	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21/H17
人口	人	327,479	329,675	332,427	334,341	337,281	1.03
ごみ排出量原単位	g/人・日	984.4	967.7	940.3	857.2	846.5	0.86
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	622.5	624.2	615.2	561.7	561.4	0.90
燃やせるごみ	g/人・日	533.9	528.9	500.6	497.3	498.3	0.93
燃やせないごみ	g/人・日	15.3	15.3	14.1	15.2	15.2	0.99
資源ごみ	g/人・日	35.4	38.3	50.4	44.3	42.4	1.20
かん	g/人・日	8.6	8.1	7.6	6.5	6.1	0.71
びん	g/人・日	21.1	21.4	19.9	18.8	18.5	0.88
ペットボトル	g/人・日	5.7	6.0	6.1	5.9	5.7	1.00
プラ製容器包装	g/人・日	-	-	16.8	13.2	12.2	-
乾電池	g/人・日	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	-
大型ごみ	g/人・日	37.6	41.3	49.8	4.7	5.1	0.14
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	361.9	343.5	325.0	295.5	285.1	0.79
燃やせるごみ	g/人・日	332.1	315.2	299.4	267.2	254.9	0.77
燃やせないごみ	g/人・日	9.1	8.6	7.5	10.3	10.6	1.16
資源ごみ	g/人・日	4.1	3.9	2.5	2.2	1.6	0.39
かん	g/人・日	0.7	0.6	0.4	0.5	0.4	0.57
びん	g/人・日	2.8	2.7	1.5	1.3	0.8	0.29
ペットボトル	g/人・日	0.7	0.7	0.6	0.5	0.3	-
大型ごみ	g/人・日	16.5	15.8	15.7	15.7	17.9	1.08

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 3-3-3 ごみ排出量原単位の推移(家庭系・事業系)



### 3. ごみの性状

#### (1) 焼却処理施設での調査結果

北部クリーンセンター及び環境美化センターにおけるごみ質調査結果を表 3-3-3 に示す。いずれの施設においてもごみ質にばらつきがみられる。

表 3-3-3 焼却処理施設でのごみ質調査結果

施設名	項目	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平均
北部クリーンセンター	紙・布類	%	58	63	45	54	47	53
	ビニール、合成樹脂ゴム、皮革類	%	21	21	30	26	26	25
	木、竹、わら類	%	4	8	6	8	5	6
	ちゅう芥類	%	13	5	15	7	16	11
	不燃物類	%	1	2	2	2	2	2
	その他	%	3	1	2	3	4	2
	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	241	254	221	128	233	215
	水分	%	46	42	46	51	45	46
	可燃分	%	48	52	46	44	45	47
	灰分	%	6	6	8	5	10	7
	低位発熱量(計算値)	KJ/Kg	9,493	10,362	9,543	6,993	8,163	8,911
低位発熱量(実測値)	KJ/Kg	9,196	9,426	8,883	8,205	7,127	8,567	
環境美化センター	紙・布類	%	64	63	55	54	46	56
	ビニール、合成樹脂ゴム、皮革類	%	21	18	25	24	22	22
	木、竹、わら類	%	4	4	5	7	6	5
	ちゅう芥類	%	7	10	12	7	18	11
	不燃物類	%	2	3	1	3	6	3
	その他	%	2	2	2	5	2	3
	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	172	218	-	129	131	162
	水分	%	38	37	31	47	49	40
	可燃分	%	55	56	61	47	46	53
	灰分	%	7	7	8	6	5	7
	低位発熱量(計算値)	KJ/Kg	9,489	10,337	10,806	7,665	7,410	9,141
低位発熱量(実測値)	KJ/Kg	9,823	9,647	11,487	8,812	8,360	9,626	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査施設整備状況調査票(各年)

注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

#### (2) 分別状況調査

##### 1) 調査の目的

燃やせるごみ及び燃やせないごみのごみ質を把握し、分別状況の実態把握及び今後の方策を検討するための基礎資料を作成することを目的として、平成 20 年度に現地調査を実施した。なお、調査は「農村地区」、「新興住宅地区」、「旧市街地地区」の 3 地区に分けて実施した。

調査の結果、燃やせるごみについては、どの地区も「ちゅう芥類(生ごみ)」が最も多かったが、その割合は農村地区が 45.16%であるのに対して新興住宅地区は 33.19%、旧市街地地区は 31.89%と農村地区と比較してちゅう芥類が少なかった。

燃やせないごみについては、農村地区は金属類のうち「その他金属類」が多く、新興住宅地区及び旧市街地地区では陶磁器類(茶碗等)が多かった。

## 第4節 中間処理の現況

### 1. 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表3-4-1～表3-4-3に示す。

表3-4-1 中間処理施設の概要（焼却処理施設）

項目	大津市		産廃公社
施設名	環境美化センター 焼却施設	北部クリーンセンター 焼却施設	大津クリーンセンター 焼却施設
所在地	大津市膳所上別保町785-1	大津市伊香立北在地町272	大津市大石中六丁目5-1
敷地面積	10,500m <sup>2</sup> （施設用地）	13,600m <sup>2</sup> （施設用地）	12,000m <sup>2</sup> （施設用地）
炉形式	全連続燃焼式流動床炉	全連続燃焼式ストーカ炉	連続燃焼式ストーカ炉
規模	180 t/日（90 t/日×2基）	170 t/日（85 t/日×2基）	75 t/日
竣工	昭和63年3月	平成元年3月	昭和58年11月

表3-4-2 中間処理施設の概要（破碎施設）

項目	大津市	産廃公社
施設名	北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	大津クリーンセンター 破碎設備
所在地	大津市伊香立北在地町272	大津市大石中六丁目5-1
敷地等	焼却施設用地に併設	焼却施設用地に併設
処理方式	横型衝撃せん断式	横軸高速回転式
規模	45 t/5h	25 t/5h
竣工	平成3年1月	昭和58年11月

表3-4-3 中間処理施設の概要（資源化施設）

項目	大津市		
施設名	北部クリーンセンター		大津市再資源化施設
	ペットボトル資源化施設	プラスチック容器資源化施設	
所在地	大津市伊香立北在地町272		大津市大石中六丁目5-1
敷地等	粗大ごみ処理施設に増設	焼却施設用地に併設	焼却施設用地に併設
規模等	0.6 t/5h 0.7 t/5h（増設）	10 t/5h	かん類 9 t/5h びん類 12 t/5h ペットボトル 2.5 t/5h
竣工	平成10年3月（15年1月増設）	平成19年1月	昭和61年3月

## 2. 中間処理実績

本市における中間処理の実績を表 3-4-4 に示す。過去 5 年間をみると、焼却処理量は 0.91 倍、破碎処理量は 0.73 倍と減少しているのに対して、選別処理量は 1.15 倍に増加している。焼却処理量については概ね燃やせるごみ量の減少に伴う緩やかな減少であり、破碎処理量については、平成 20 年 1 月から実施した大型ごみ戸別有料収集開始に伴う減少である。また、選別処理量については、平成 19 年 2 月から実施したプラスチック製容器包装の分別収集開始に伴う増加である。

表 3-4-4 中間処理の実績

(単位：t)

項目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21/H17		
焼却処理量 (残渣焼却含む)	環境美化センター	燃やせるごみ	46,834	46,415	46,046	43,435	45,969	0.98	
	北部クリーンセンター		47,930	47,595	44,626	41,941	41,687	0.87	
	大津クリーンセンター		13,544	12,632	12,940	10,889	10,646	0.79	
	小 計		108,308	106,642	103,612	96,265	98,302	0.91	
破碎処理	北部クリーンセンター	燃やせないごみ	0	0	431	1,854	1,870	-	
	大津クリーンセンター		大型ごみ		6,461	6,875	7,979	2,491	2,838
	小 計		6,461	6,875	8,410	4,345	4,708	0.73	
選別処理	北部クリーンセンター 大津クリーンセンター	かん	1,111	1,049	969	848	799	0.72	
		びん	2,850	2,901	2,596	2,450	2,376	0.83	
		ペットボトル	764	802	813	773	736	0.96	
		プラ容器	-	327	2,050	1,607	1,505	-	
	小 計		4,725	5,079	6,428	5,678	5,416	1.15	
処理委託		乾電池	40	38	39	32	43	1.08	
中間処理量合計		119,534	118,634	118,489	106,320	108,469	0.91		

出典：一般廃棄物処理事業実態調査施設整備状況調査票（各年）ほかより算出

### 3. 資源化実績

本市における資源化の実績を表 3-4-5 及び図 3-4-1 に示す。過去 5 年間をみると、総資源化量は 0.98 倍と増減を繰り返しながらもやや減少している。平成 19 年 2 月からのプラ容器の資源化開始以外では、ペットボトル及び乾電池のみ増加傾向であり、その他についてはおおむね横ばいもしくは減少傾向にある。

表 3-4-5 資源化の実績

(単位：t)

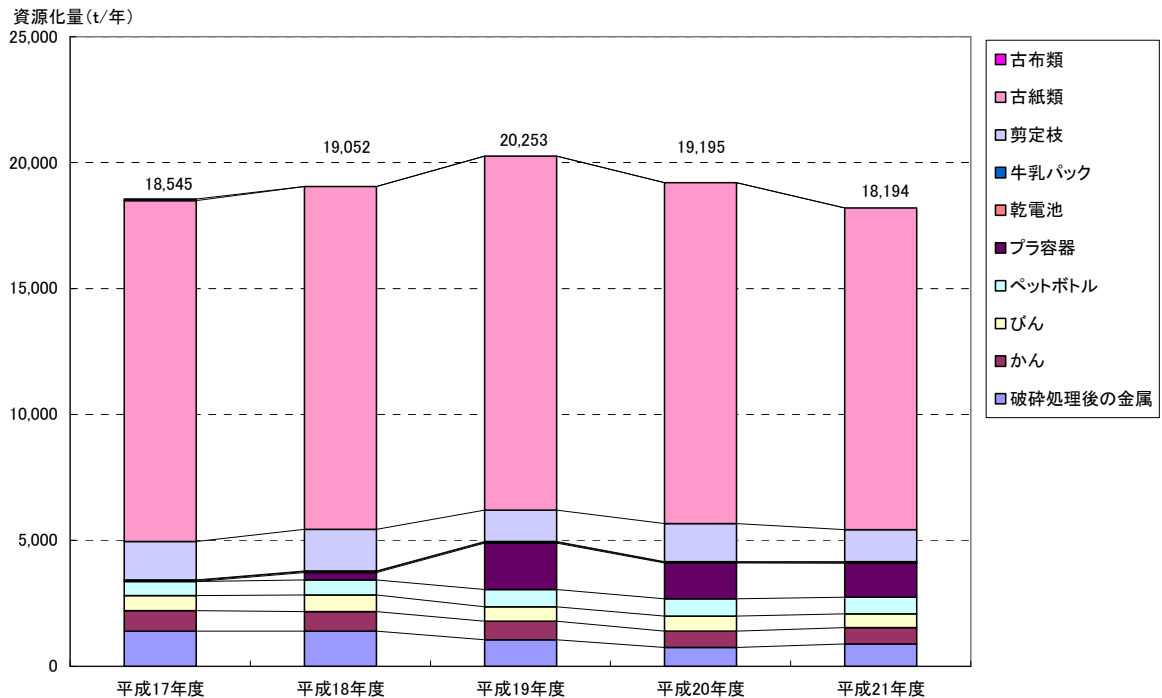
項目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21/H17
収集	破碎処理後の金属	1,386	1,392	1,052	749	885	0.64
	かん	811	768	737	640	642	0.79
	びん	603	668	569	598	559	0.93
	ペットボトル	560	602	692	692	657	1.17
	プラ容器	0	288	1,833	1,421	1,342	-
拠点回収 店頭回収	乾電池	40	38	39	32	43	1.08
	牛乳パック	26	24	23	23	24	0.92
再生資源化 実験	剪定枝	1,519	1,654	1,256	1,501	1,273	0.84
集団回収	古紙類	13,547	13,618	14,052	13,540	12,769	0.94
	古布類	53	0	0	0	0	-
総資源化量		18,545	19,052	20,253	19,195	18,194	0.98
再生利用率 (%)		13.96%	14.46%	15.61%	16.04%	15.38%	1.10
資源化原単位 (g/人・日)		155.15	158.33	166.46	157.29	147.83	0.95

出典：一般廃棄物処理事業実態調査施設整備状況調査票（各年）ほかより算出

注1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

注2) 剪定枝は再生資源化実験である。

図 3-4-1 資源化の実績



## 第5節 最終処分の現況

### 1. 最終処分の概要

#### (1) 可燃物

燃やせるごみ、破碎処理及び選別処理後の可燃物については、市内にある3つの焼却処理施設にて焼却される。焼却後の焼却灰（主灰）は北部廃棄物最終処分場及び産廃公社の淀町最終処分場に埋立処分している。また、飛灰についてはセメント固化後、それぞれ最終処分場に埋立処分している。

#### (2) 不燃物

燃やせないごみ及び大型ごみのうち、破碎処理を行うものは、市内にある2つの破碎処理施設にて、可燃残渣、資源（金属）及び不燃残渣に分けられる。この不燃残渣及び直接埋立処分を行う不燃ごみについては、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場に搬入し、処分している。

#### (3) 資源ごみ

資源ごみは、分別品目ごとに市内にある2つの資源化施設にて選別後、可燃残渣、資源化物及び不燃残渣に分けられる。このうち、不燃残渣及びについては、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場に搬入し、処分している。

### 2. 最終処分施設の概要

#### (1) 各施設の処理対象

現在、各施設において処理対象となっているものは、表3-5-1のとおりである。

表3-5-1 各施設の処理対象一覧

施設の種類と施設名		処理対象
最終処分場	大田廃棄物最終処分場 北部廃棄物最終処分場 産業廃棄物処理公社 ・淀町産業廃棄物最終処分場	・焼却残渣 ・破碎施設・資源化施設からの不燃残渣

#### (2) 既存施設の概要

最終処分場の概要を表3-5-2に示す。

表3-5-2 最終処分場の概要（稼働中施設のみ）

項目	大津市		産廃公社
	大田廃棄物最終処分場 (第1期)	北部廃棄物最終処分場 (増設2期)	淀町産業廃棄物最終処分場
所在地	大津市大石菅束町字大田1092	大津市小野地先	大津市大石淀三丁目17-22
埋立面積	19,200m <sup>2</sup>	14,600m <sup>2</sup>	49,000m <sup>2</sup>
埋立容量	225,600m <sup>3</sup>	171,000m <sup>3</sup>	340,300m <sup>3</sup>
汚水処理	130m <sup>3</sup> /日 (接触ばっ気生物処理+高度処理)	50m <sup>3</sup> /日 (接触ばっ気生物処理+高度処理)	380m <sup>3</sup> /日 (接触ばっ気生物処理+高度処理)
竣工	平成6年8月	平成13年4月	平成6年8月

注) 淀町産業廃棄物最終処分場については、平成20年4月以降、産業廃棄物(民間分)の受入を停止している。

### 3. 最終処分実績

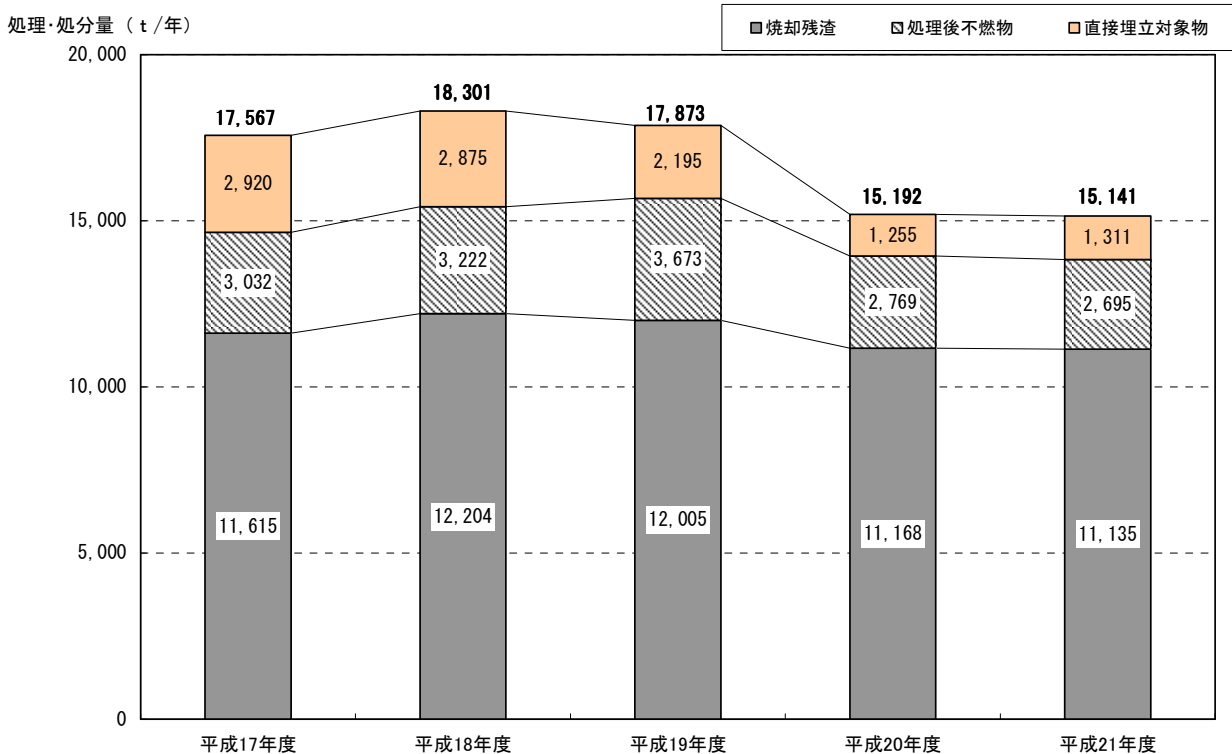
本市における最終処分の実績を表 3-5-3 及び図 3-5-1 に示す。過去 5 年間をみると、最終処分量は 0.86 倍と大きく減少している。項目ごとにみると、焼却残渣は 0.96 倍と処理対象物の減少に伴い最終処分量も減少している。また、不燃物の一部を破碎処理するようになったことなどから、処理後不燃物は 0.89 倍に減少し、直接埋立対象物も 0.45 倍と 2 分の 1 以下に大きく減少している。

表 3-5-3 最終処分実績

項目	単位：t/年					H21/H17
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
<b>最終処分量</b>	<b>17,567</b>	<b>18,301</b>	<b>17,873</b>	<b>15,192</b>	<b>15,141</b>	<b>0.86</b>
焼却残渣	11,615	12,204	12,005	11,168	11,135	<b>0.96</b>
処理後不燃物	3,032	3,222	3,673	2,769	2,695	<b>0.89</b>
直接埋立対象物	2,920	2,875	2,195	1,255	1,311	<b>0.45</b>

出典：一般廃棄物処理事業実態調査施設整備状況調査票（各年）ほかより算出

図 3-5-1 最終処分実績





## 第6節 ごみ処理経費の現況

### 1. ごみ処理経費の推移

過去5年間におけるごみ処理経費の推移を表3-6-1、図3-6-1及び図3-6-2に示す。ごみ処理経費については収集運搬経費が1.02倍、1人あたりの経費が0.98倍となっている。処分経費は1.01倍、ごみ1tあたりの経費については1.06倍となっている。なお、1人あたり、1tあたりの経費算定にあたり、歳入は勘案していない。

表3-6-1 ごみ処理経費の推移

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H21/H17
収集運搬経費(千円)	1,294,516	1,397,229	1,441,163	1,355,787	1,315,512	1.02
処分経費(千円)	2,126,361	2,134,166	2,285,136	2,217,750	2,145,642	1.01
ごみ処理経費合計(千円)	3,420,877	3,531,395	3,726,299	3,573,537	3,461,154	1.01
1人あたり(円/人)	10,446	10,712	11,209	10,688	10,262	0.98
ごみ1tあたり(円/t)	30,887	30,327	32,212	33,671	32,805	1.06

図3-6-1 1人あたりごみ処理経費の推移

1人あたりごみ処理経費(円/人)

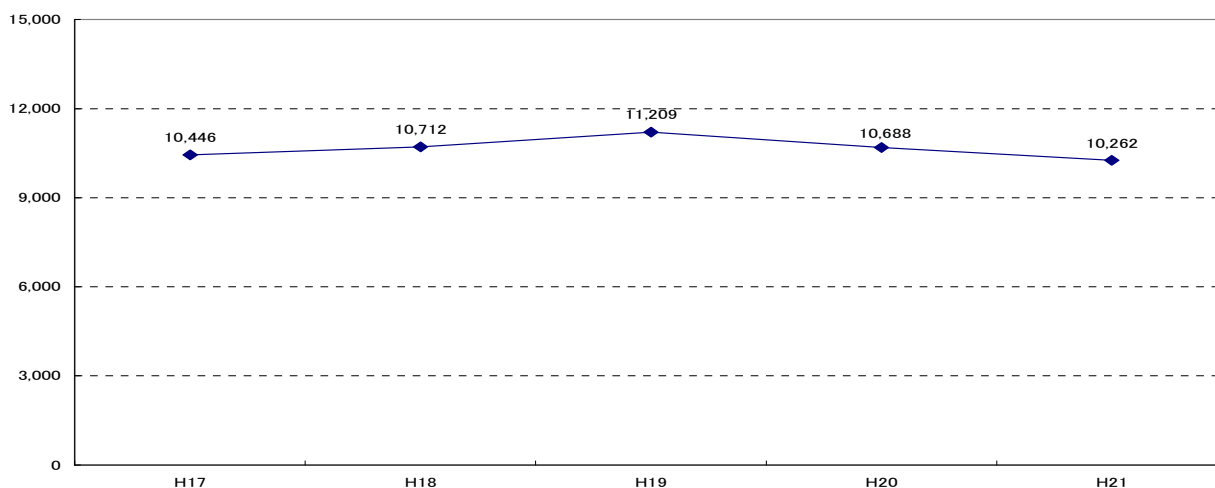
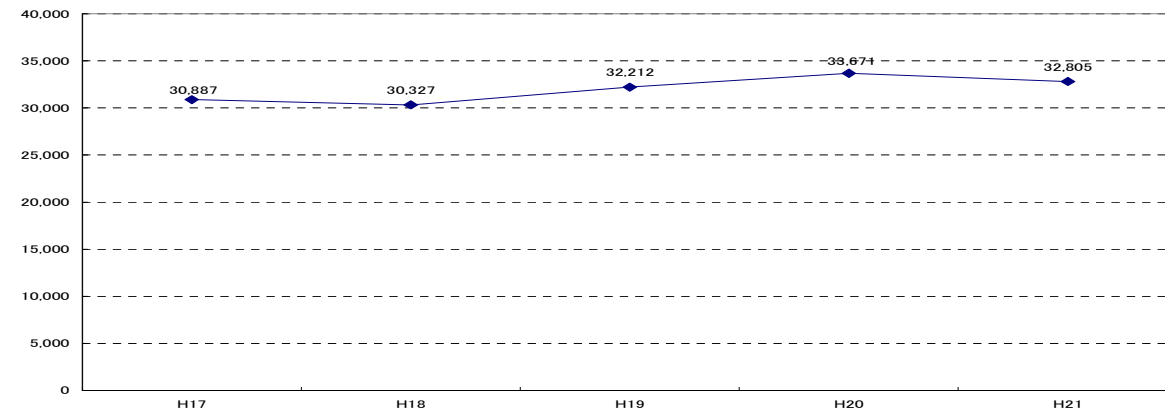


図3-6-2 ごみ1tあたりごみ処理経費の推移

1tあたりごみ処理経費(円/t)



## 第7節 国・滋賀県の動向

### 1. 国の動向

#### (1) 第2次循環型社会形成推進基本計画

平成22年度を目標年次とする第1次計画に基づく関係主体の努力により、資源生産性の向上、循環利用率の増加、最終処分量の減少等、循環型社会の形成に一定の成果が見られたが、一層の3Rの推進が課題として平成20年に第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「国の基本計画」という。）が示された。その中で、取組目標については新たに1人1日当たりのごみ排出量を平成27年度に平成12年度比で約10%削減することとしている。

**表 3-7-1 第2次循環型社会形成推進基本計画の目標値一覧**

目標年次：平成27年度			
【物質フロー指針に関する目標】			
指標	資源生産性	循環利用率	最終処分量
目標	約42万円/トン	約14~15%	約23百万トン
【取組指標に関する目標】			
取組区分	取組指標		取組目標
一般廃棄物の減量化	1人1日あたりのごみ排出量		平成12年度比 約10%減
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (資源回収されるものを除く)		平成12年度比 約20%減
	事業所から排出するごみの排出量		

#### (2) 国が定める基本方針

国では「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」）（平成13年（2001年）5月 環境省告示第34号 平成17年（2005年）5月改正 環境省告示第43号）において、一般廃棄物の減量化に関する減量化の目標量を設定\*している。平成19年（2007年）度に対して、平成27年（2015年）度における排出量を約5%削減し、再生利用量を約20%から約25%に増加させるとともに、最終処分量については約22%削減することとしている。

**表 3-7-2 国の基本方針による減量化目標**

（単位：百万t/年）

区分	平成19（2007）年度	平成27年度
排出量	51	約5%削減
再生利用量	10.3（20%）	約25%
中間処理による減量	34	—
最終処分量	6.4	約22%削減

※平成22年（2010年）12月20日に報道発表された改定数値

## 2. 滋賀県の動向

### (1) 第三次滋賀県廃棄物処理計画

平成 18 年度に見直しされた「第二次滋賀県廃棄物処理計画」の 5 年の計画期間が経過するとともに循環型社会の実現に向けた法律の整備が進んだため、県では「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定した。一般廃棄物については、1 人 1 日あたりのごみ排出量は順調に減っているものの、総資源化量、再生利用率（リサイクル率）、最終処分量及び単純処理された量については目標達成が難しい状況である。

このため今後の方向性として

#### **廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく 3 R 取組のステップアップにより持続可能な滋賀社会づくりを進める**

を挙げ、以下の 3 つの基本方針を設定して個々の対策や主体ごとの取り組みを進めていくこととしている。

#### **【3 つの基本方針】**

1. 日常活動や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出してからではなく出る前での廃棄物の減量を進めるリデュース（排出抑制）やリユース（再使用）を促進する。
2. 温室効果ガスの削減につなげるため、3 R 取組とりわけリデュースや省エネ・熱利用型の処理を促進する
3. 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る。

また、計画を確実に効果的に進めるために平成 27 年度の目標値を以下のとおり設定している。

#### **【一般廃棄物の計画目標値（平成 27 年度）】**

- ・ 1 人 1 日あたりのごみ排出量を 910 g（938 g（H20）→910 g）に
- ・ 1 人 1 日あたりの最終処分量を 95 g（110 g（H20）→95 g）に

## 第8節 地域の関係法令

本市周辺の自治体における関係法令を表3-8-1に示す。

表3-8-1(1) 地域の関係法令のまとめ(その1)

項目/自治体名	滋賀県				
	草津市	栗東市	高島市	甲賀市	
条例	廃棄物関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例 (H8.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (S52.12)</li> <li>栗東市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 (H10.6)</li> <li>栗東市ごみ有料化検討委員会設置要綱 (H21.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島市廃棄物の処理および清掃に関する条例 (H20.12)</li> <li>高島市不燃物処理場の管理運営に関する規則 (H20.4)</li> <li>高島市一般廃棄物処理施設の設置および管理に関する条例 (H20.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (H16.10)</li> <li>甲賀市不燃物処理場条例 (H16.10)</li> </ul>
	都市計画関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津市ポイ捨て防止に関する条例 (H12.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市都市計画審議会条例 (H13.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島市都市計画審議会条例 (H17.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市都市計画審議会条例 (H17.3)</li> </ul>
	環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津市環境基本条例 (H9.7)</li> <li>草津市の良好な環境保全条例 (S53.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市環境基本条例 (H14.12)</li> <li>栗東市生活環境保全に関する条例 (S55.8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島市環境基本条例 (H17.12)</li> <li>高島市未来へ誇れる環境保全条例 (H19.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市環境基本条例 (H18.6)</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛する地球のために約束する草津市条例 (H19.12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市景観条例 (H20.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島市景観の形成および景観計画に関する条例 (H19.9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市の風景を守り育てる条例 (H16.10)</li> </ul>
関連計画策定状況等	地域開発計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津市第4次総合計画 (H13~22年度)</li> <li>草津市都市計画マスタープラン (H18.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第五次栗東市総合計画 (H22~31年度)</li> <li>栗東市都市計画マスタープラン (H19.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島市総合計画 (H19~H28年度)</li> <li>高島市都市計画マスタープラン (策定中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市総合計画 (H19~H26年度)</li> <li>甲賀市都市計画マスタープラン (H19.3)</li> </ul>
	環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境文化プランくさつ (H12.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市環境基本計画 (H15.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島市環境基本計画 (H19.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在策定中</li> </ul>
	一般廃棄物処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(H13~22年度)現在改定中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(H18.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市一般廃棄物処理計画 (H17.3)</li> </ul>
	その他(処理施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【処理施設】</li> <li>●草津市クリーンセンター 草津市馬場町1200</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【処理施設】</li> <li>●栗東市環境センター 栗東市六地藏31番地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【処理施設】</li> <li>●今津環境クリーンセンター 高島市今津町杉山35</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【処理施設】</li> <li>●甲賀広域行政組合 衛生センター 第2施設 甲賀市水口町水口6677</li> </ul>

表 3-8-1(2) 地域の関係法令のまとめ (その2)

項目/自治体名	他都市			
	京都市(京都府)	宇治市(京都府)	高槻市(大阪府)	
条例	廃棄物関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (H5. 3)</li> <li>京都市環境影響評価等に関する条例 (H10. 12)</li> <li>京都市産業廃棄物の不適正な処理に関する条例 (H15. 12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (S47. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例 (H5. 12)</li> <li>高槻市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 (H16. 3)</li> <li>高槻市環境影響評価条例(H15. 9)</li> </ul>
	都市計画関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市都市計画審議会条例 (H12. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治市都市計画審議会条例 (H12. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高槻市都市計画審議会条例 (H12. 3)</li> </ul>
	環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市環境基本条例 (H9. 3)</li> <li>京都市地球温暖化対策条例 (16. 12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治市環境保全基本条例 (S51. 7)</li> <li>宇治市環境美化推進条例 (H11. 10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高槻市環境基本条例 (H13. 3)</li> <li>高槻市の公害防止と環境保全に関する条例 (S47. 7)</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例 (H9. 6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治市都市景観条例 (H14. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例(S61. 10)</li> </ul>
関連計画策定状況等	地域開発計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市基本構想 (H13~H37年)</li> <li>京都市基本計画 (H13~H22年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治市第4次総合計画 (H13~H22年)</li> <li>宇治市都市計画マスタープラン (H16. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高槻市総合計画基本構想 (H13~H22年度)</li> <li>高槻市都市計画マスタープラン (H18. 3)</li> </ul>
	環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>新京都市環境管理計画 (H8. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治市環境保全計画 (S51. 7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高槻市環境基本計画 (H19. 3)</li> </ul>
	一般廃棄物処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市循環型社会推進基本計画~京のごみ戦略21~ (H15. 12)</li> <li>京都市循環型社会推進基本計画 (2009-2020) ~循環のまち・京都プラン~</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治市第2次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (H21. 3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高槻市一般廃棄物処理基本計画 (H20. 3)</li> </ul>
	その他(処理施設)	<p>【処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●南部クリーンセンター 第1工場 伏見区横大路八反田29</li> <li>●東北部クリーンセンター 左京区静市市原町1339</li> <li>●北部クリーンセンター 右京区梅ヶ畑高鼻町27</li> <li>●東部クリーンセンター 伏見区石田西ノ坪2-18</li> </ul>	<p>【処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>城南衛生管理組合 折居清掃工場 宇治市宇治折居18</li> <li>●クリーン21長谷山 城陽市富野長谷山1-270</li> </ul>	<p>【処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高槻市前島クリーンセンター 高槻市前島3丁目8-1</li> </ul>

## 第9節 現計画の目標値との比較

### 1. 収集量・処理量・処分量

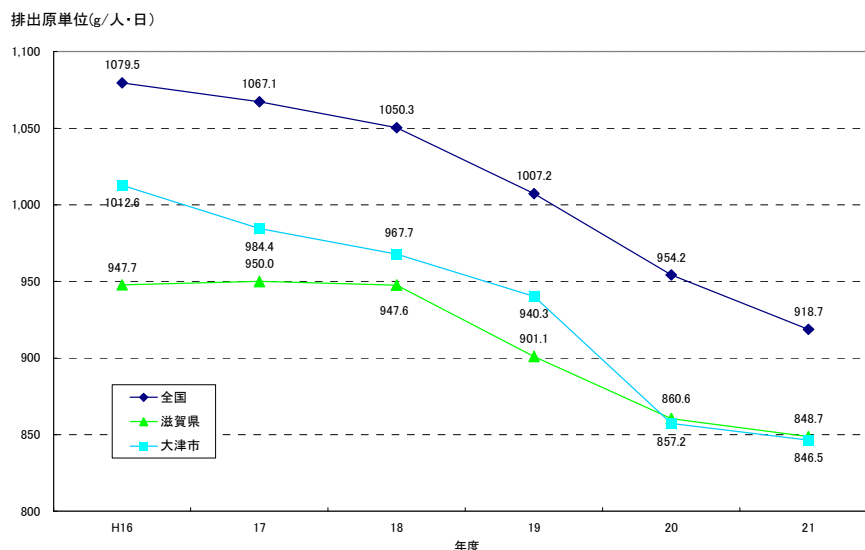
現計画の目標値と平成20年度実績との比較結果を表3-9-1及び図3-9-1に示す。なお、現計画の計画目標年次は平成22年度であるため、平成20年度における目標値と比較した。平成20年度実績については、要選別処理量については、目標値を下回っているものの、全体的に目標を達成できている。なお、ここでいう「収集量」は本報告書中の「ごみ排出量 a」と同じである。

表3-9-1 現計画の目標値との比較（収集量・処理量・処分量）

項目		平成20年度 目標値 (予測)	平成20年度 実績	H20目標値に 対する 達成状況	【参考】 平成22年度 (目標年度)	
収集量 (t/年)	家庭系ごみ	可燃ごみ	66,377	60,685	達成	59,848
		資源ごみ	4,525	3,800		4,606
		プラ製容器包装	2,353	1,607		5,347
		乾電池	41	32		42
		不燃ごみ	2,063	1,854		2,111
		小計	75,359	67,978		71,954
		大型ごみ	3,470	572		3,605
		計	78,829	68,550		75,559
	増加率	102	89	98		
	事業系ごみ	可燃ごみ	41,730	32,611	達成	42,469
		資源ごみ	474	271		579
		不燃ごみ	1,311	1,255		1,367
		大型ごみ	2,276	1,919		2,374
		計	45,791	36,056		46,789
増加率		107	84	109		
合計	124,620	104,606	122,348			
増加率	104	87	102			
処理量 (t/年)	要選別処理量	資源ごみ	4,999	4,071	未達成	5,185
		プラ製容器包装	2,353	1,607		5,347
	グリーンコンポスト	1,500	1,501	達成	1,500	
	要破碎処理量	5,746	2,491	達成	5,979	
	要焼却処理量	焼却対象ごみ	108,107	93,296	達成	102,317
		選別残渣	1,471	362		2,106
		破碎残渣	3,448	2,607		3,587
		併せ産廃(破碎残渣含む)				
	合計	113,026	96,265	108,010		
	増加率	102	87	98		
最終処分量 (t/年)	焼却灰	12,783	9,212	達成	12,216	
	不燃ごみ(直接埋立)	3,374	1,255		3,478	
	破碎・選別残渣	2,784	2,769		2,857	
	合計	18,941	13,236		18,551	
	増加率	103	72		100	

注1) 増加率は、平成16年度の各数値を100とした場合の値である。  
 注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。  
 注3) グリーンコンポストは再生資源化実験である。

図3-9-1 ごみ排出量原単位の推移（集団回収除く、外国人含む）



## 2. 減量目標率

現計画の目標値と平成20年度（推計値）との比較結果を表3-9-2に示す。なお、現計画の計画目標年次は平成22年度であるため、平成20年度における目標値と比較した。発生抑制量（①）及び全体での減量目標率について達成していると考えられる。

表3-9-2 現計画の目標値との比較（減量化目標：推計値）

項目		平成20年度 現計画 目標値	平成20年度 (推計値)	H20目標値に 対する 達成状況	【参考】 平成22年度 (目標年度)
ごみ発生量		t/年 144,938	138,214	-	149,194
増加率		107	102	-	110
発生抑制量（①）	家庭系	t/年 2,169	11,371	達成	6,693
	減量目標率	1.5%	8.2%		4.5%
	事業系	t/年 223	5,851		582
	減量目標率	0.2%	4.2%		0.4%
	t/年	2,392	17,222		7,275
	減量目標率	1.7%	12.5%		4.9%
ごみとなる前の再生利用量（②）	家庭系	t/年 15,537	13,995	未達成	16,532
	減量目標率	10.7%	10.1%		11.1%
	事業系	t/年 2,389	2,391		3,039
	減量目標率	1.6%	1.7%		2.0%
	t/年	17,926	16,386		19,571
	減量目標率	12.4%	11.9%		13.1%
ごみとなった後の再生利用量（③）	資源・容器包装ごみ	t/年 4,073	2,711	未達成	6,586
	乾電池	t/年 41	32		42
	破砕後の金属回収	t/年 1,322	1,389		1,375
	グリーンコンポスト	t/年 1,500	1,501		1,500
	t/年	6,936	5,633		9,503
	減量目標率	4.8%	4.1%		6.4%
再生利用量合計（②+③）	t/年	24,862	22,019	未達成	29,074
	減量目標率	17.2%	15.9%		19.5%
減量目標 合計（①+②+③） ※資源化量ベース ※破砕後鉄回収及び乾電池含む		t/年 27,254	39,241	達成	36,349
減量目標率		18.8%	28.4%		24.4%

注1) 平成20年度実績ごみ発生量については、平成16年度のごみ発生原単位を維持した場合とし、合わせて人口補正を行った推計値である。

注2) 増加率は、平成16年度のごみ発生量を100とした場合の値である。

注3) 発生抑制量（①）及びごみとなる前の再生利用量（②）については、推計値を含む。

注4) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

目標値と比較して大きく発生抑制が進んだ要因としては、平成20年1月より実施した「大型ごみの戸別有料制」及び「事業系処理費用の見直し」及び図3-9-1に示すように、全国的な傾向として、ここ数年の景気の低迷によるものが大きいと考えられる。また、資源・容器包装ごみの減量については、環境に配慮した製品の普及（詰め替え製品の普及等）や技術革新に伴う容器の薄肉化に伴う減量が考えられる。

### 3. 現計画での主な重点取り組み事項の実施状況

現計画での主な重点取り組み事項の実施状況を表 3-9-3 に示す。

表 3-9-3 現計画での主な重点取り組み事項の実施状況

施策	内容	実施状況
家庭ごみの有料化の検討	ごみの発生抑制を誘導し、負担の公平を図るため家庭ごみの有料化を進める。	平成 20 年 8 月に大津市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、平成 23 年 1 月に導入すべきとの答申を得た。
大型ごみの戸別有料収集切り替え	大型ごみについては、適正排出とごみ減量の視点から戸別有料収集に切り替える。	平成 20 年 1 月大型ごみの戸別有料収集を開始し、ごみコールセンターにて受付を行っている。
その他のプラスチック製容器包装ごみの分別収集	その他のプラスチック製容器包装の分別収集を実施し、燃やせるごみから切り離し、焼却ごみ量の減量を促進する。	平成 19 年 1 月に 3 品目に限定しプラスチック製容器包装の分別収集を開始。平成 21 年 10 月にはプラマークのついているものすべてに対象を拡大した。
生ごみ処理機の普及	家庭のちゅう芥ごみについて市民自らが処理に取り組むことでごみ減量意識を高めることを目指して、生ごみ処理機導入を推進する。	平成 12 年度から導入の生ごみ処理機購入補助を継続実施している。(購入額の 1/3 補助 上限 20,000 円)



## 第10節 現況の一般廃棄物処理システムの評価

### 1. 前提条件

平成20年6月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされている。本指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価及び目指すべき方向性について検討を実施する。なお、システム分析にあたっては、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(以下、「支援ツール」という。)を用いて実施した。なお、類似都市としては本市を含む25市を選定した。

### 2. システム分析に基づく類似都市との比較結果

支援ツールを用いて実施したシステム分析結果を図3-10-1に示す。図に示すように本市はいずれの項目も偏差値指数が50程度であり、全般的に類似都市の平均的な値を示しているといえる。

システム分析結果についての評価は以下のとおりとなる。なお、データの揃わない「廃棄物からのエネルギー回収率」、「温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量」及び「住民満足度」については、評価項目から除外した。

#### (1) 人口1人1日あたりごみ排出量

人口1人1日あたりごみ排出量については、類似都市の平均1,079g/人・日に対し本市は995g/人・日と少なく、減量化施策については一定の効果が現れていると考えられる。

#### (2) 廃棄物からの資源回収率＝再生利用率

廃棄物からの資源回収率については、類似都市の平均19.2%に対し本市は15.4%と低くなっている。

#### (3) 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均0.112t/tに対し本市は0.111t/tとほぼ同程度である。

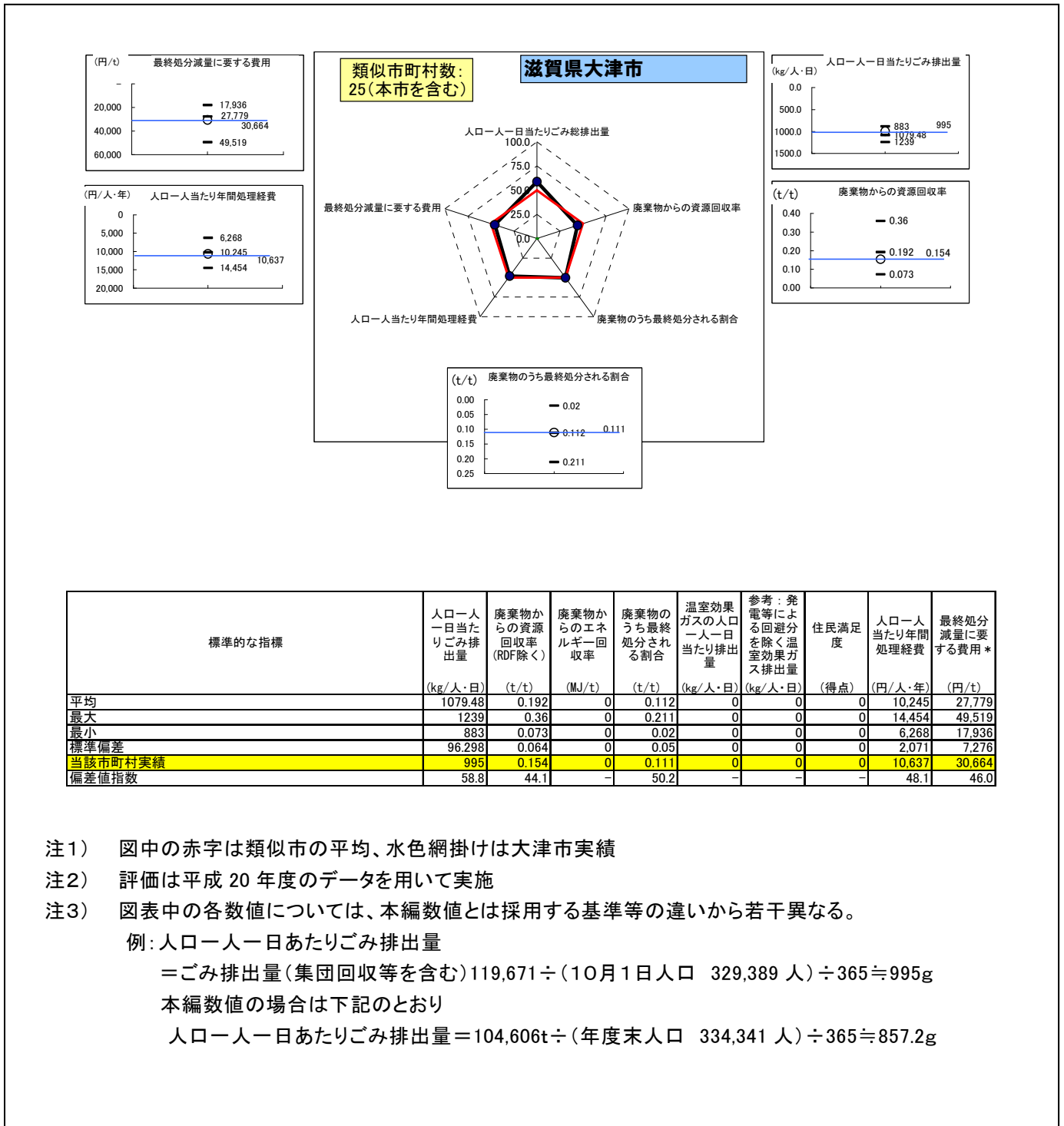
#### (4) 人口1人あたり年間処理経費

人口1人あたり年間処理経費については、類似都市の平均10,245円/人・年に対し本市は10,637円/人・年とほぼ同程度である。

#### (5) 最終処分減量に要する費用

最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理などに要した経費は、類似都市の平均27,779円/tに対し本市は30,664円/tとやや多い。

図 3-10-1 システム分析結果



- 注1) 図中の赤字は類似市の平均、水色網掛けは大津市実績  
 注2) 評価は平成 20 年度のデータを用いて実施  
 注3) 図表中の各数値については、本編数値とは採用する基準等の違いから若干異なる。

例: 人ロ一一人日あたりごみ排出量

$$= \text{ごみ排出量(集団回収等を含む)} 119,671 \div (10月1日人口 329,389 \text{ 人}) \div 365 \approx 995\text{g}$$

本編数値の場合は下記のとおり

$$\text{人ロ一一人日あたりごみ排出量} = 104,606\text{t} \div (\text{年度末人口 } 334,341 \text{ 人}) \div 365 \approx 857.2\text{g}$$

\* ごみ 1 t あたりに対する中間処理に要する費用で、以下の式により求める。  
 (処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総合計 - 最終処分量)

## 第 1 1 節 課題の整理

### 1. 発生抑制

本市における集団回収量を含む 1 人 1 日あたりの「ごみ総排出量」は平成 20 年 1 月より実施した「大型ごみの戸別有料化」及び「事業系処理手数料の見直し」の実施により、本市のごみ量は大きく減少し 995g（平成 20 年度）で、類似都市の平均値（1,079g）及び全国平均（1,033g：平成 20 年度）と比較してみると、やや少なくなっている。（P33 参照）

本市の平成 20 年度における収集量（=ごみ排出量 a）は 104,606t であり、現計画で定めた目標値（124,620 t：平成 20 年度）と比較して約 20,000 t 少ない。また、国の第 2 次循環型社会形成推進基本計画で定めている目標値と比較した場合、本市は平成 20 年度現在で既に目標を達成している状況である。（P30 参照）

今後、さらなるごみの発生抑制を図るには、市民に対する広報や啓発を強化し、発生抑制や再使用など各種施策を計画的に進めていく必要がある。

### 2. 再資源化

本市の平成 20 年度における集団回収量を含む総資源化量は 22,019 t であり、現計画で定めた目標値（24,862 t：平成 20 年度）と比較して約 2,800 t 少ない。また、国の基本方針で定めている目標値と比較した場合、本市の再生利用率は平成 21 年度現在で 15.38%となっている。国の目標値（平成 22 年度において 24%）に比較して数値が低くなっているのは、国の数値に本市で導入していない焼却灰の溶融スラグ化など処理方式が異なるものが含まれているためである。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）が平成 12 年に完全施行されたことに伴い、全国の自治体において、容器包装廃棄物の資源化が推進された。本市においても、平成 11 年 4 月からペットボトルの分別収集（当初はびんと一括収集、平成 15 年 1 月より単独収集）、平成 19 年 2 月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始するなど、積極的に再資源化に努めてきている。

再資源化量の伸び悩み及び減少については、他の自治体でも起こっており、その要因としては、近年の景気低迷による消費量の減少、環境に配慮した製品の普及、容器包装資材の軽量化・薄肉化（ガラスびん→ペットボトルに変更、かん類やペットボトル等の軽量化）などが考えられる。（P31 参照）

今後、再資源化を推進するにあたっては、プラスチック製容器包装をはじめ分別の周知、徹底や集団資源回収の強化、びん等の収集方法の検討などの対策が必要であると考えられる。

### 3. 収集・運搬

本市の平成 21 年度における家庭系ごみの収集・運搬量（＝ごみ排出量）は 69,109 t であり、平成 17 年度と比較すると 0.93 倍に減少しており、これは、「大型ごみの戸別有料化」などの施策の成果であると考えられ、「量」の面では一定の効果がみられる。

ごみ「質」の面をみると、可燃ごみの低位発熱量は減少傾向にある。これは、プラスチック類の分別収集が市民に浸透してきていることに起因すると考えられる。（P19 参照）

一方、ごみ質分類調査の結果をみると、燃やせるごみ中の不純物は 2% 以下であり、おおむね分別マナーは良好であると考えられるが、燃やせないごみについては、本来燃やせるごみに分類されるべきプラスチック類が約 10～15% 含まれている状況である。今後、分別の徹底について、市民に対する啓発を強化していく必要があると考えられる。

また、昨年度実施した市民アンケートにおいて、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」及び「大型ごみ」については、15% 以上の市民が収集回数を増やすべきと回答している。特にプラスチック製容器包装については、32.9% と高い割合であり、ごみ分別品目ごとの収集頻度について、検討する必要があると考えられる。

### 4. 中間処理

本市の平成 21 年度における中間処理量合計は 108,469 t であり、平成 17 年度と比較すると焼却処理は 0.91 倍、破碎処理は 0.73 倍に減少しているのに対して、選別処理については、1.15 倍に増加している。これは、平成 19 年 1 月竣工のプラスチック容器資源化施設の稼働により、選別処理対象物に容器包装プラスチック類が追加されたことに起因するものであり、中間処理量全体としては 0.91 倍に減少している。（P21 参照）

一方、本市の中間処理施設については、稼働後 20 年以上経過している施設が多い。特に焼却処理施設は 3 施設とも稼働後 20 年以上経過している。（P20 参照）

焼却処理施設については、適切な定期補修等で延命化は図れるものの、経年劣化による処理能力の低下や各施設機能の低下は避けられない。今後、焼却処理施設をはじめとする中間処理施設の整備計画について検討する必要がある。

### 5. 最終処分

本市の平成 21 年度における最終処分量合計は 15,141 t であり、平成 17 年度と比較すると 0.86 倍に減少している。これは、「大型ごみの戸別有料収集」などの施策の成果であると考えられ、「量」の面では一定の効果がみられる。その内訳をみると、焼却残渣が 0.96 倍、処理後不燃物が 0.89 倍、直接埋立対象物が 0.45 倍といずれも減少している。今後も引き続き市民への選別の徹底等、啓発を強化する必要があると考えられる。（P24 参照）

## 6. 処理コスト

本市の平成 20 年度における 1 人あたりの年間処理経費は 10,637 円であり、これは類似都市の平均値（10,245 円）と比較して同程度である。（P33 参照）

処理コストについては、引き続き収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階において、コスト削減に努める必要がある。

## 7. その他

昨年度実施した市民アンケートにおいて、市の制度や事業の認知度について質問した。アンケート結果をみると、認知度の低い(15%未満)項目が、「大津市のごみ排出量」（6.3%）、「リサイクルマーケット・イン大津」（14.7%）、「空き缶抜き取り防止パトロール」（11.2%）の 3 項目であった。今後、各種事業や制度を普及するにあたり、啓発の方法等について、検討を行う必要がある。

## 第4章 計画の基本的事項の検討

### 第1節 ごみ排出量の予測方法

今後、10年間のごみ排出量予測は、以下の方法で予測を行った。

- ① 平成14年度から平成21年度における家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の実績値を年間日数（365日（閏年は366日））及びその年度の人口で除し、1人1日あたりのごみ排出量（「ごみ排出量原単位」という。）をそれぞれ算出する。（第2節）
- ② 過去の実績から、ごみの分別収集方法等に大きな変化のない「比較的施策が安定した年度」を選び出し（第3節1.）、その年度の実績をもとに6種類（直線式・分数式・自然対数・べき乗曲線・指数曲線・ロジスティック曲線）の予測式を用いて原単位の将来予測を行う。（第3節2.）
- ③ 予測した各年度の家系ごみ排出量原単位及び事業系ごみ排出量原単位にその年度の将来人口及び年間日数を乗じて、各年度の年間排出量を推計する。（第4節）
- ④ 予測した各年度の年間排出量に排出前不要物の推計値を加算し、本市における「ごみ発生量」を推計する。（第5節）

### 第2節 ごみ排出量原単位の算出

過去の実績に基づくごみ排出量原単位の算出結果は、表4-2-1及び図4-2-1のとおりである。

表4-2-1 家庭系ごみ排出量原単位及び事業系ごみ排出量原単位の実績

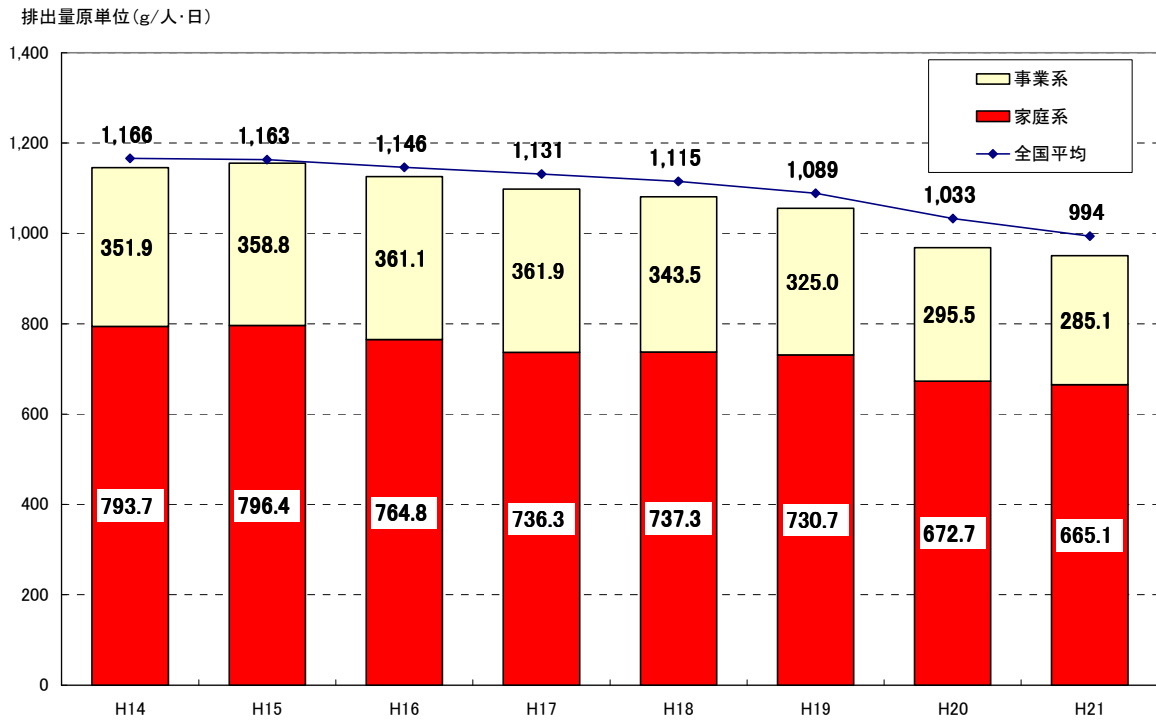
項目/年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
人口 (人)	321,231	324,224	325,621	327,479	329,675	332,427	334,341	337,281
家庭系ごみ量 (t/年)	93,066	94,507	90,898	88,006	88,726	88,908	82,090	81,878
事業系ごみ量 (t/年)	41,262	42,572	42,916	43,254	41,336	39,546	36,056	35,100
日数 (日)	365	366	365	365	365	366	365	365
家庭系ごみ排出原単位 (g/人・日)	793.7	796.4	764.8	736.3	737.3	730.7	672.7	665.1
事業系ごみ排出原単位 (g/人・日)	351.9	358.8	361.1	361.9	343.5	325.0	295.5	285.1
排出量原単位 合計 (g/人・日)	1,145.7	1,155.2	1,125.9	1,098.1	1,080.9	1,055.8	968.1	950.2

注1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

注2) 人口は各年度末現在（外国人登録を含む）

注3) 家庭系ごみ排出量は集団回収量を含み、刈り草剪定枝、牛乳パック及び市外搬出ごみを除く。

図 4-2-1 家庭系ごみ排出量原単位及び事業系ごみ排出量原単位の実績



### 第 3 節 ごみ排出量原単位の将来予測

#### 1. 予測に使用する年度の設定

本市におけるごみ処理施策等の概要を表 4-3-1 に示す。

将来予測に使用する年度については市の施策の実施状況及び全国の傾向を勘案し、かつ比較的安定な年度について選定することとしたが、長期間安定した年度がないため、家庭系は平成 17 年度から平成 19 年度、事業系は平成 14 年度から平成 18 年度のデータを基に推計を行うこととした。なお、平成 20 年度以降については、景気の低迷等により、全国的にごみ量が大きく減り始めた年度である。

表 4-3-1 本市におけるごみ処理施策等の概要

年度/項目	家庭系ごみ	事業系ごみ	(参考)全国平均のごみ排出量原単位 (g/人・日)	前年からの差 (g)
平成14年度	・ペットボトルの単独収集開始 (H15.1~)	—	1,166	—
平成15年度	・家庭用パソコンのメーカー回収制度実施 (H15.10~) ・ごみコールセンター開設 (H16.1)	—	1,163	-3
平成16年度	・プラ製容器包装のモデル収集実施 (H16.7~ 1学区)	—	1,146	-17
平成17年度	・志賀町と合併 (H18.3.20)		1,131	-15
平成18年度	・プラ製容器包装の分別収集開始 (H19.2~) ・びん類の色別収集廃止 (H19.2~)	—	1,115	-16
平成19年度	・大型ごみ戸別有料収集開始 (H20.1~)	・処理手数料の改定 (H20.1~)	1,089	-26
平成20年度	—	—	1,033	-56
平成21年度	・中核市に移行 (H21.4~)	—	994	-39

網掛け部分は比較的安定していると考えられる年度

## 2. ごみ排出量原単位の予測

### (1) 家庭系ごみ排出量原単位（集団回収を含む）

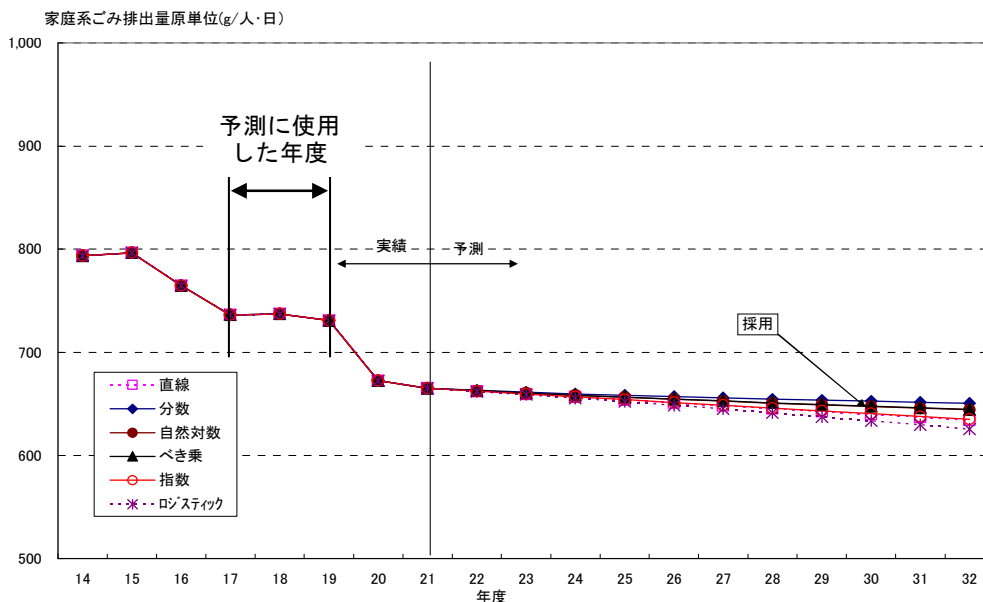
平成 17 年度から平成 19 年度の実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表 4-3-2 及び図 4-3-1 に示す。なお、実績値との整合を図るために予測結果については補正を行っている。

表4-3-2 平成17年度～19年度の家庭系ごみ実績（集団回収含む）を用いた予測結果【補正あり】

単位:g/人・日

項目	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	
実績	平成14年度	793.7					
	15	796.4					
	16	764.8					
	17	736.3					
	18	737.3					
	19	730.7					
	20	672.7					
	21	665.1					
予測値	22	653.9	658.4	<b>656.4</b>	656.5	654.1	652.2
	23	651.1	657.0	<b>654.4</b>	654.6	651.4	648.7
	24	648.3	655.8	<b>652.6</b>	652.8	648.6	645.1
	25	645.5	654.6	<b>650.8</b>	651.0	645.9	641.4
	26	642.7	653.5	<b>649.0</b>	649.3	643.2	637.6
	27	639.9	652.5	<b>647.3</b>	647.7	640.6	633.7
	28	637.1	651.5	<b>645.7</b>	646.1	637.9	629.6
	29	634.3	650.7	<b>644.1</b>	644.6	635.2	625.5
	30	631.5	649.8	<b>642.6</b>	643.1	632.6	621.2
	31	628.7	649.0	<b>641.1</b>	641.7	629.9	616.8
	32	625.9	648.3	<b>639.7</b>	640.3	627.3	612.3

図4-3-1 平成17年度～19年度の家庭系ごみ実績（集団回収含む）を用いた予測結果【補正あり】





(2) 事業系ごみ排出量原単位

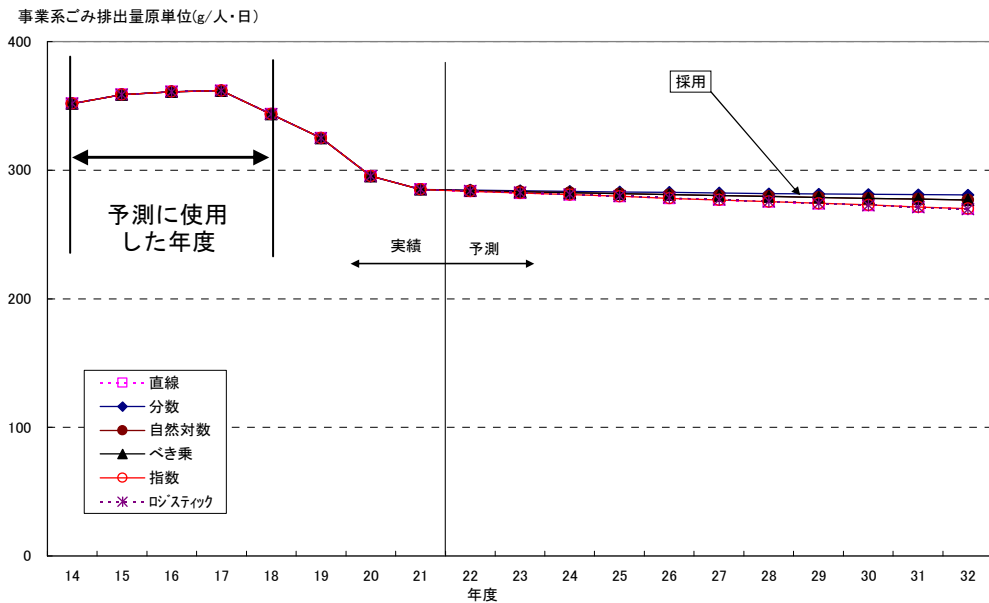
平成14年度から平成18年度の実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-3及び図4-3-2に示す。

表4-3-3 平成14年度～18年度の事業系ごみ実績を用いた予測結果【補正あり】

単位:g/人・日

項目	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	
実績	平成14年度	351.9					
	15	358.8					
	16	361.1					
	17	361.9					
	18	343.5					
	19	325.0					
	20	295.5					
	21	285.1					
予測値	22	283.7	284.5	284.2	<b>284.2</b>	283.7	283.8
	23	282.4	284.0	283.4	<b>283.4</b>	282.3	282.6
	24	281.0	283.5	282.6	<b>282.5</b>	281.0	281.3
	25	279.6	283.1	281.8	<b>281.7</b>	279.6	279.9
	26	278.2	282.7	281.0	<b>281.0</b>	278.2	278.6
	27	276.9	282.3	280.3	<b>280.2</b>	276.9	277.2
	28	275.5	281.9	279.6	<b>279.5</b>	275.5	275.8
	29	274.1	281.6	278.9	<b>278.9</b>	274.2	274.3
	30	272.8	281.3	278.3	<b>278.2</b>	272.9	272.8
	31	271.4	281.0	277.6	<b>277.6</b>	271.5	271.3
	32	270.0	280.8	277.0	<b>277.0</b>	270.2	269.8

図4-3-2 平成14年度～18年度の事業系ごみ実績を用いた予測結果【補正あり】



## 第4節 ごみ排出量の推計

予測の結果、家庭系ごみ排出原単位は、ロジスティック曲線を除きいずれの式も大きな差はないことから、ロジスティック曲線を除く5式の中位である「自然対数曲線」を採用することとした。また、事業系ごみ排出原単位については、いずれの式も大きな差はないが、ここでは、急激な減少は考えられないことから、最も減少率の多い「ロジスティック曲線」を除く5式の中位である「べき乗曲線」を採用することとし、それぞれのごみ排出原単位に年間日数、将来人口を乗じて、各年度の年間排出量を推計した。

### 1. 将来人口の設定

予測で使用する将来人口については、大津市総合計画 基本構想における将来人口を用いることとした。なお、基本構想における将来人口は各年9月末日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者数であるが、年度末人口に補正して算出した。

### 2. ごみ排出量推計

ごみ排出原単位の予測結果（図4-4-1）及び将来人口より、ごみ排出量（図4-4-2）の推計を行った。

推計結果は平成32年度において、家庭系ごみ排出量（集団回収を含む）が約79,800 t/年、事業系ごみ排出量が約34,500 t/年である。

図 4-4-1 家庭系ごみ排出量原単位（集団回収を含む）及び事業系ごみ排出量原単位の推移

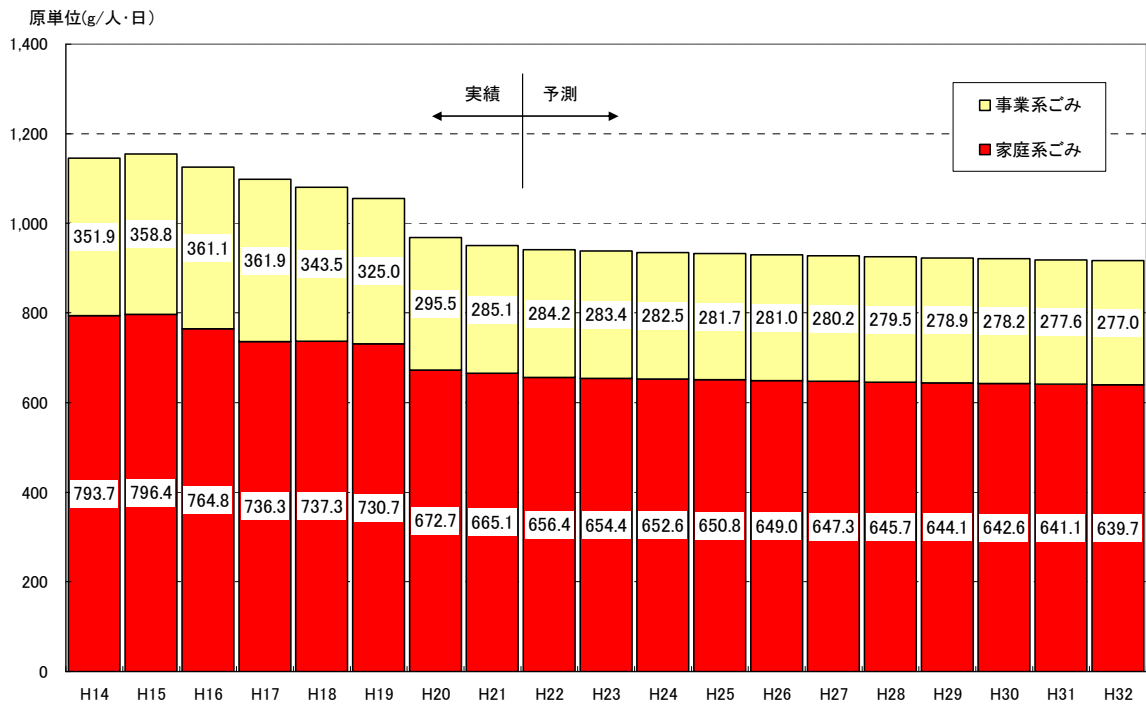
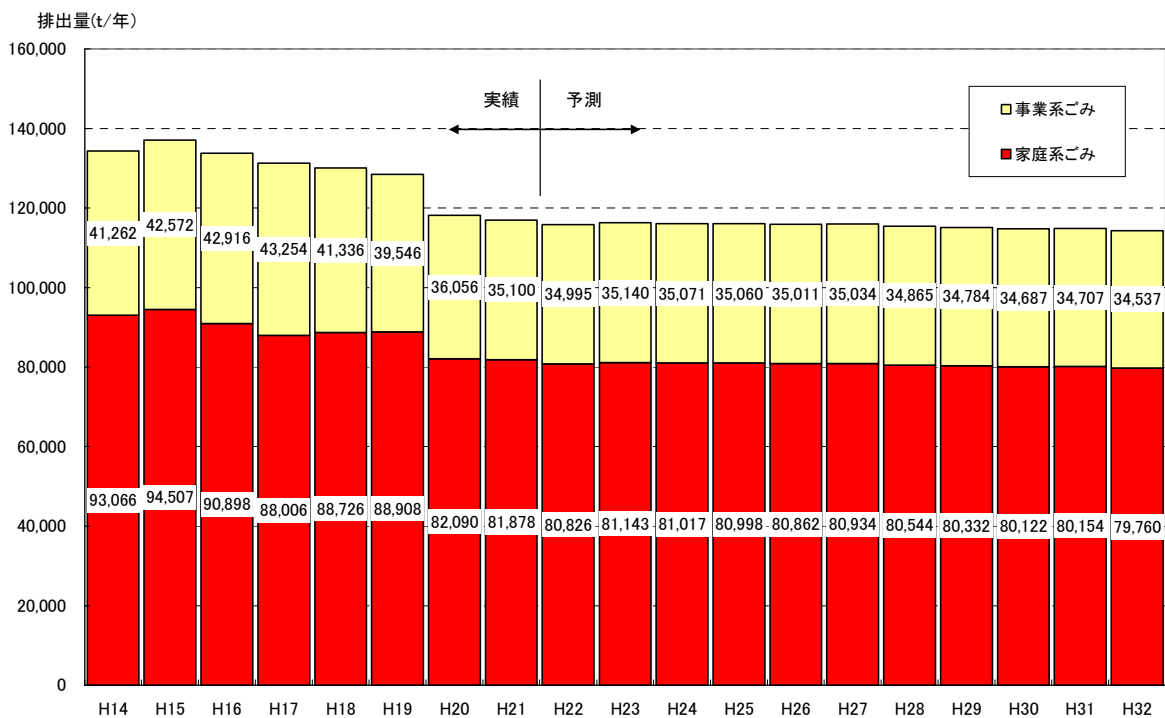


図 4-4-2 家庭系ごみ排出量（集団回収を含む）及び事業系ごみ排出量の推移



### 第 5 節 ごみ発生量の推計

第 4 節において予測したごみ排出量に排出前不要物を加え、ごみ発生量を求めた。なお、排出前不要物については、実績より推計を行った。（資料編参照）

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念

これまでの大量生産・大量消費の社会から循環型社会への転換を図ることを目的として、国では平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を施行した。この法律は、形成すべき循環型社会の姿を明確に示し、国、地方公共団体、事業者、国民の果たすべき責務を明らかにしている。

将来に良好な環境を残すために、市民、事業者、行政のそれぞれが、役割をしっかりと自覚し、資源循環の大切さを深く認識するとともに、更に環境への負荷低減をも考える中で、心あるごみ減量とリサイクル行動を実践していかなければならない。

このような状況の中、本市では平成18年3月に策定した現計画において、キーワード「HEART」に込めた理念のもと、一人ひとりがごみ処理に関して、ごみマナー厳守をはじめとする“心ある行動”を徹底し、資源循環型社会をめざし、常に環境への負荷低減を考える心を持って行動していくこととしている。

また、ごみ減量と資源再利用推進会議をはじめ、NPO・ボランティア団体、事業者・行政など全ての者の協働によって構築していくことを基本理念としている。

本計画における基本理念については、現計画の基本理念を踏襲し、今後より一層のごみ減量化、資源化を推進し、資源循環型社会のさらなる推進を図ることとする。

### 基本理念

#### 大津 ～ H E A R T プ ラ ン

～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～

H : h e a r t	心
E : e n v i r o n m e n t	環境
A : a c t i o n	行動
R : r e c y c l e	循環
T : t o g e t h e r	協働
t o t a l s y s t e m	総合システム

## 第2節 基本方針

基本理念に基づき、本市における3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととする。

### ○ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践していく【発生段階での対策】

循環型社会を構築するには3Rを推進する必要がある。その中でもReduce（ごみを出さない）が最も重要であることから、ごみの発生抑制策について率先して取り組むとともに、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場において“心ある行動”の実践を目指す。

### ○更に充実した資源循環の仕組みの構築【排出段階での対策】

徹底した発生抑制策を講じた後に発生する不要物については、ごみではなく徹底して資源として有効活用されるよう、リサイクルシステムの充実を図り、環境への負荷を最小限に抑制する。

### ○資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践【収集運搬・処理処分での対策】

3Rに基づく発生抑制、再利用、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、資源循環・低環境負荷を踏まえた適正な収集運搬・処理処分を実施する。また、不法投棄や野外焼却などの不適正処理についても、必要な対策を講じる。

### 第3節 ごみ減量化目標

#### 1. 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年度については、平成 32 年度とする。基準年度については、今後の進捗管理上、全国数値との比較がしやすいという点から、国の基本方針に準拠し平成 19 年度とする。また中間目標年度を設けることとする。

**目標年度：平成 32 年度（2020 年度）**  
**中間目標年度：平成 27 年度（2015 年度）**  
**基準年度：平成 19 年度（2007 年度）**

#### 2. 減量化・資源化目標値の設定

減量化・資源化目標値の設定については、第 5 章第 1 節に定めた基本理念に基づき、循環型社会の構築を目指し、3R 及び適正処理の考え方に立った目標値とする。

##### (1) ごみ排出量に関する目標 (Reduce)

###### 家庭系ごみ A

原単位\*を平成 19 年度に対して  
中間目標年度(平成 27 年度)に約 15%  
目標年度(平成 32 年度)に約 20%削減する  
(資源回収されるものを除く)

###### 事業系ごみ A'

原単位を平成 19 年度に対して  
中間目標年度(平成 27 年度)に約 15%  
目標年度(平成 32 年度)に約 20%削減する  
(資源回収されるものを除く)

原単位 (g/人・日) F = ごみ排出量 (t/年) a ÷ 人口 (人) l ÷ 365 × 1,000,000

##### (2) 資源化に関する目標 (Reuse, Recycle)

###### 再生利用率 B

(集団回収、排出前不要物(拠点回収等)を含む)  
中間目標年度(平成 27 年度) 約 18%  
目標年度(平成 32 年度) 約 20%

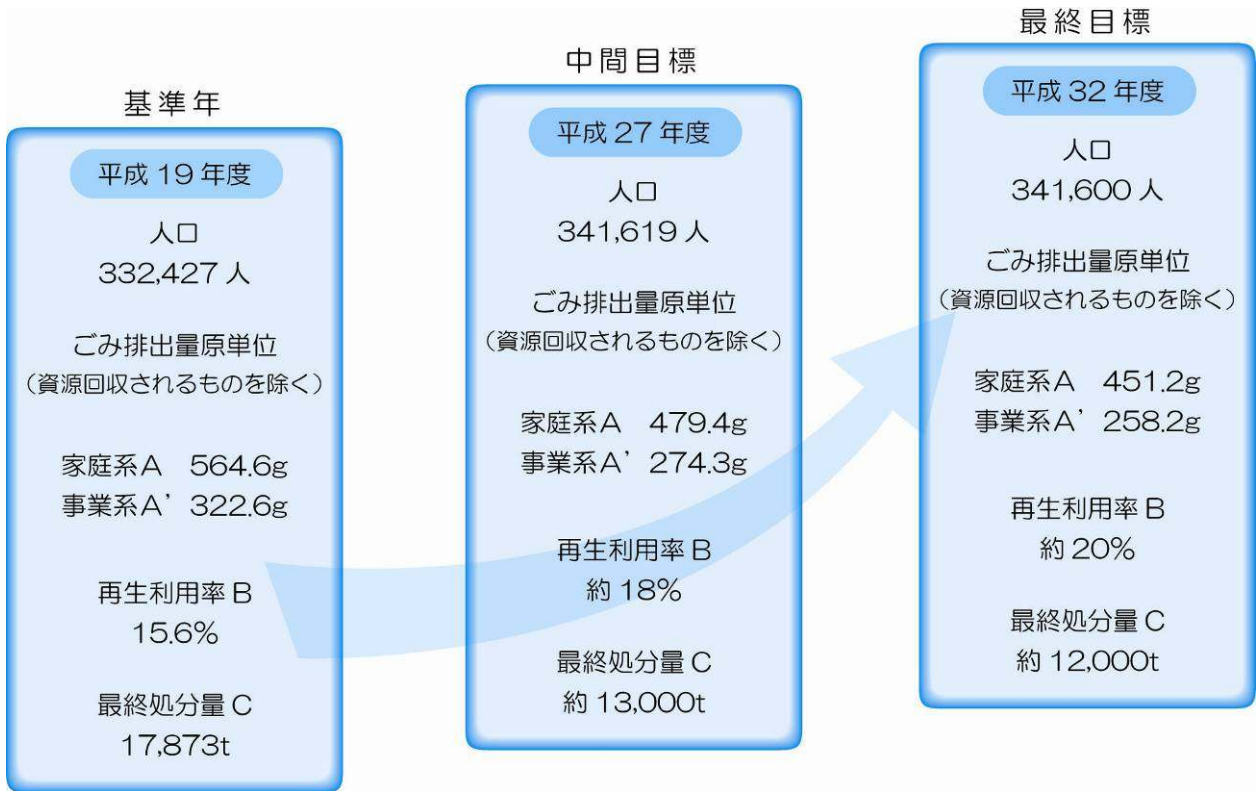
再生利用率 = (市による資源化量 g + 排出前不要物 c + 集団回収 d) ÷ (e 総排出量 + c 排出前不要物)

##### (3) 最終処分に関する目標

###### 最終処分量 C

平成 19 年度に対して  
中間目標年度(平成 27 年度)に約 26%  
目標年度(平成 32 年度)に約 33%削減する

\* : 原単位はここでは「1 人 1 日あたりのごみ量」をいう。人口の増減があるため、ごみ量の目標値と実績については排出量よりも原単位の方が比較しやすい。



注) 再生利用率及び最終処分量については、現行の処理方式で試算している。

図 5-3-1 予測結果と目標値の関係

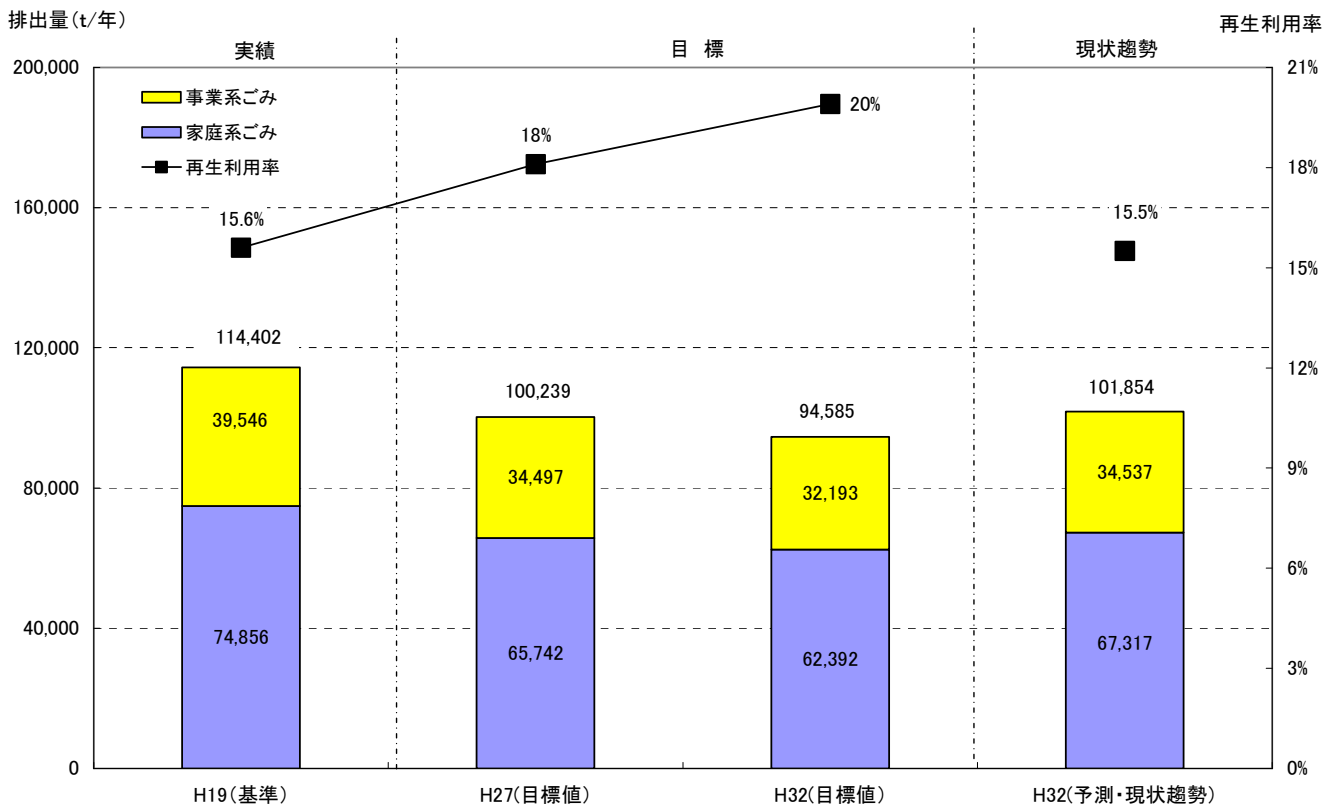


表 5-3-1 減量等目標値

項目/年度		平成19年度 (基準年)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (最終目標)	基準年 に対する 増加量 (H27)	基準年 に対する 増加量 (H32)
①ごみ排出量 原単位 (資源 回収されるも のを除く)	家庭系 (g) A	564.6	479.4	451.2	-15%	-20%
	事業系 (g) A'	322.6	274.3	258.2	-15%	-20%
②再生利用率(%) $B = h \div (e + c)$		15.6	18	20	16%	27%
③最終処分量(t) C		17,873	13,143	11,964	-26%	-33%
④総排出量 (t) $e = a + d$		128,454	114,118	109,335	-11%	-15%
⑤集団回収(t) d		14,052	13,879	14,750	-1%	5%
⑥ごみ排出量(t) $a = F \times 1 \times 365 \text{日} (366 \text{日}) \div 1,000,000$		114,402	100,239	94,585	-12%	-17%
家庭系(t) $i = j + k$		74,856	65,742	62,392	-12%	-17%
資源化物(t) j		6,168	5,802	6,134	-6%	-1%
資源化物以外(t) k		68,688	59,940	56,258	-13%	-18%
事業系(t) $i' = j' + k'$		39,546	34,497	32,193	-13%	-19%
資源化物(t) j'		300	200	0	-33%	-100%
資源化物以外(t) k'		39,247	34,297	32,193	-13%	-18%
⑦ごみ排出量原単位 (計画目標値) (g) $F = E + E'$		940.3	801.7	758.6	-15%	-19%
家庭系(g) $E = A + D$		615.2	525.8	500.4	-15%	-19%
資源化物(g) D		50.7	46.4	49.2	-8%	-3%
事業系(g) $E' = A' + D'$		325.0	275.9	258.2	-15%	-21%
資源化物(g) D'		2.5	1.6	0.0	-35%	-100%
⑧ごみ排出量原単位 (現状趨勢) (g) $J = I + I'$		940.3	826.6	816.9	-12%	-13%
家庭系(g) $I = G + H$		615.2	546.4	539.9	-11%	-12%
資源化物(g) G		50.7	41.6	41.1	-18%	-19%
資源化物以外(g) H		564.6	504.8	498.8	-11%	-12%
事業系(g) $I' = G' + H'$		325.0	280.2	277.0	-14%	-15%
資源化物(g) G'		2.5	1.6	1.5	-35%	-39%
資源化物以外(g) H'		322.6	278.6	275.5	-14%	-15%
⑨減量目標原単位(g) $O = N + N'$		-	-14.8	-39.8	-	-
家庭系(g) $N = K + L + M$		-	-10.5	-21.0	-	-
資源化物(g) $K = -(G) + D$		-	4.8	8.1	-	-
資源化物以外(g) $L = -(H) + A$		-	-25.4	-47.6	-	-
集団回収移行分(g) M		-	10.1	18.5	-	-
事業系(g) $N' = K' + L'$		-	-4.3	-18.8	-	-
資源化物(g) $K' = -(G') + D'$		-	0.0	-1.5	-	-
資源化物以外(g) $L' = -(H') + A$		-	-4.3	-17.3	-	-
⑩人口 (人) l		332,427	341,619	341,600	3%	3%
⑪市による資源化量(t) g		4,922	5,667	5,906	15%	20%
⑫排出前不要物(t) c		1,279	1,297	1,297	1%	1%
⑬総資源化量(t) $h = d + g + c$		20,253	20,843	21,953	3%	8%
⑭総排出原単位 (現状趨勢) $Q = J + P$		1,055.8	927.5	916.7	-12%	-13%
集団回収(g) P		115.5	100.9	99.8	-13%	-14%
⑮総排出原単位 (計画目標値) $S = F + R$		1,055.8	912.7	876.9	-14%	-17%
集団回収(g) $R = M + P$		115.5	111.0	118.3	-4%	2%

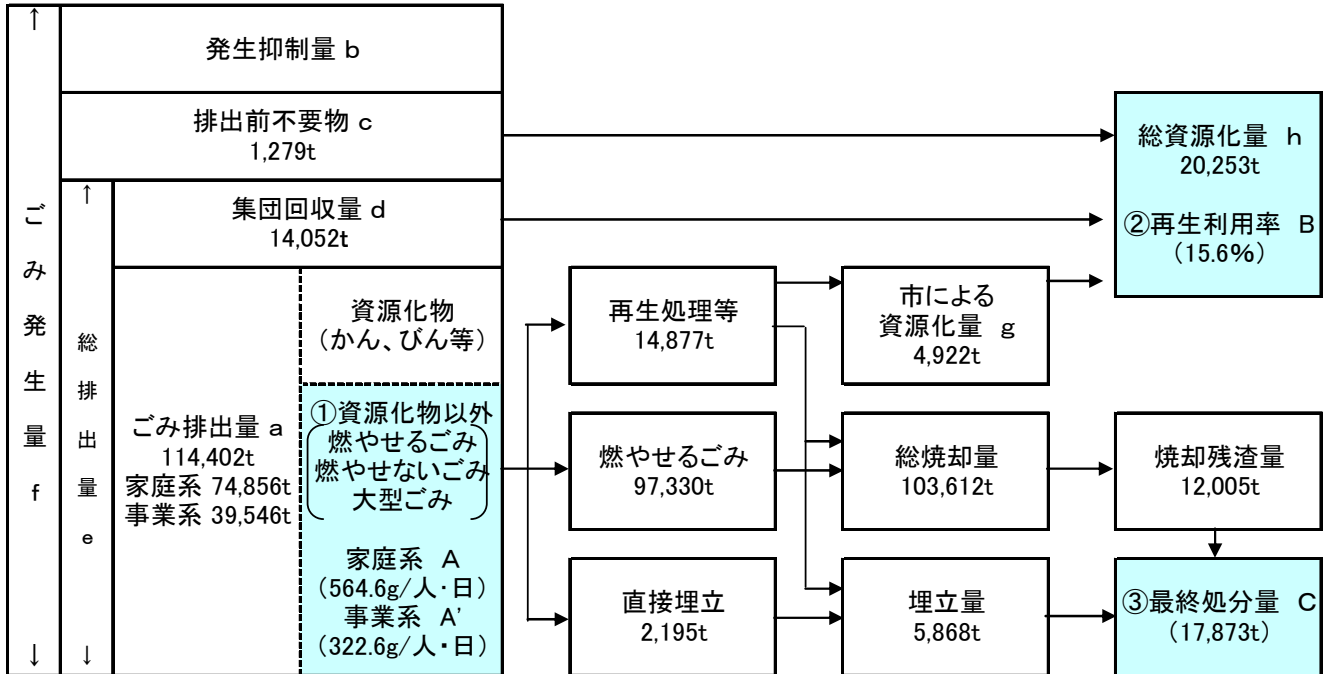
注1：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

注2：閏年は366日で計算した。

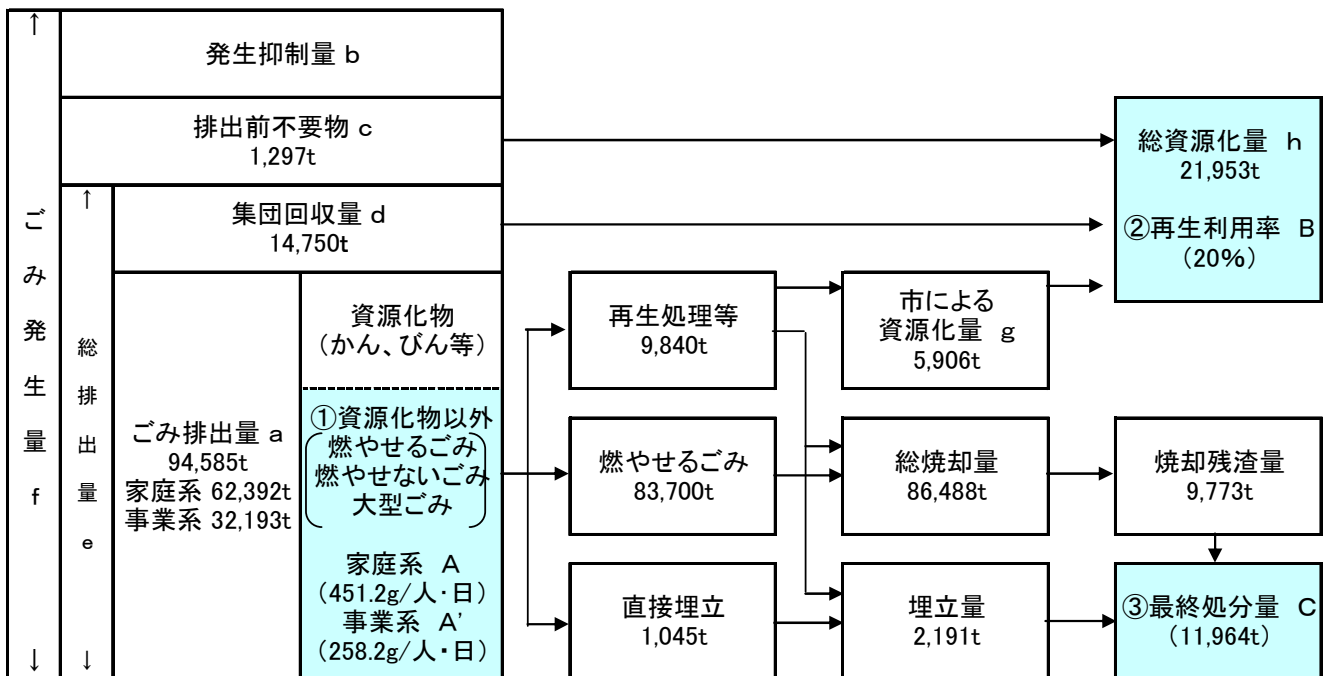


図 5-3-2 現状及び目標達成後のフロー

〈基準年…平成19年度〉



〈目標年…平成32年度〉



注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## 第4節 行動計画

本市が掲げるとごみ処理基本計画の基本理念及び3つの基本方針に基づき、目標達成のために実践する主要な施策は、本市が主体となって実施する行政計画である。

しかしながら、資源循環と環境への負荷低減を実現するには、一人ひとりがライフスタイルを「意識的に変える」ことや継続的に実践することにより、大きな目標に到達することが可能となる。したがって、ごみ排出量に関する目標をはじめとする各種目標値を達成するためには、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場からできることを実践していく必要がある。

施策の体系図を図5-4-1～図5-4-3に示す。また主要施策スケジュール及び役割分担について表5-4-1に示す。

(表5-4-1中「新規」は新規施策、「継続」は既に実施している施策、「拡充」は既に実施しているが、対象の拡大や単価の見直し等取り組みを強める施策。)

図 5-4-1 施策の体系図 (全体)

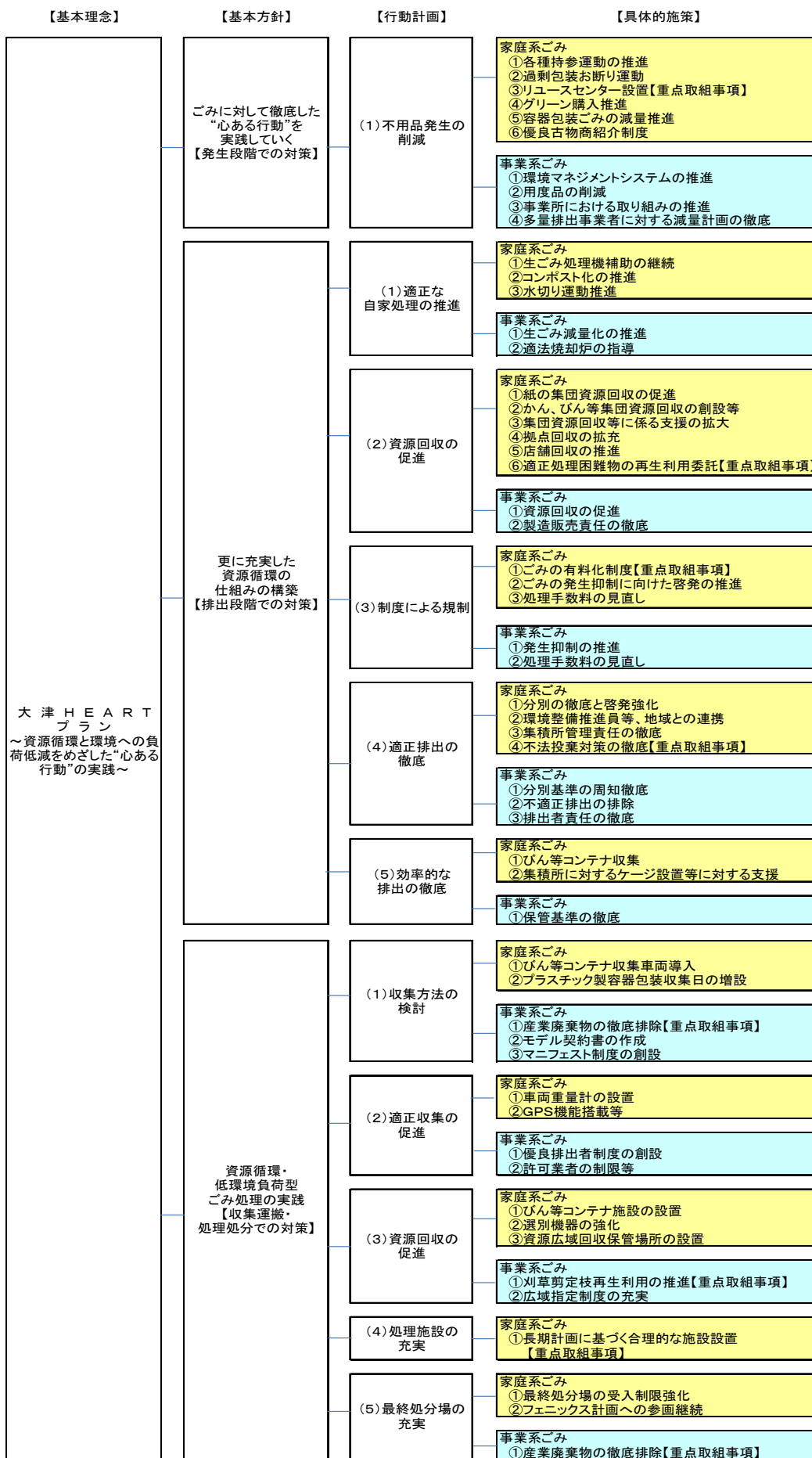


図 5-4-2 施策の体系図（家庭系）

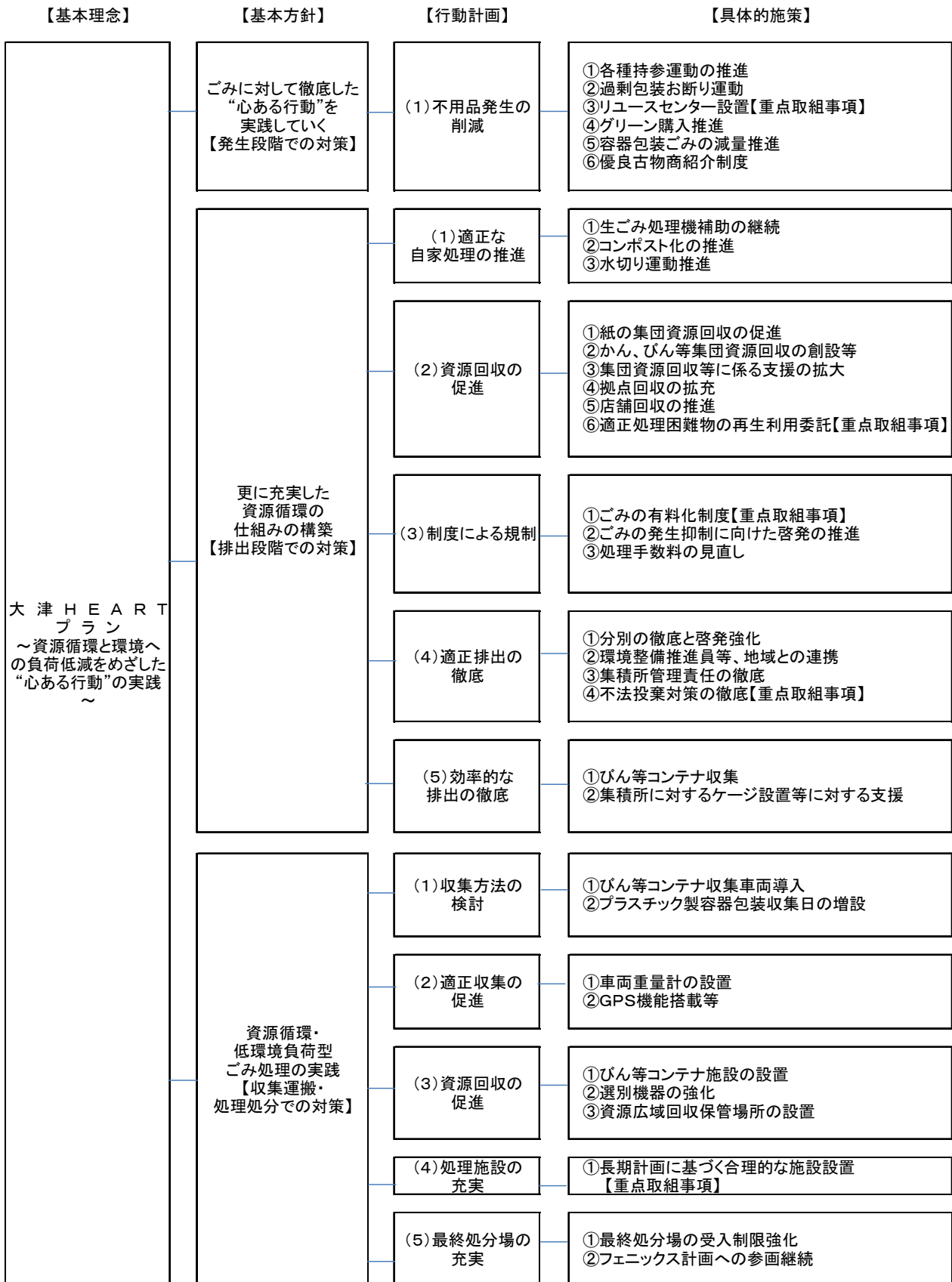
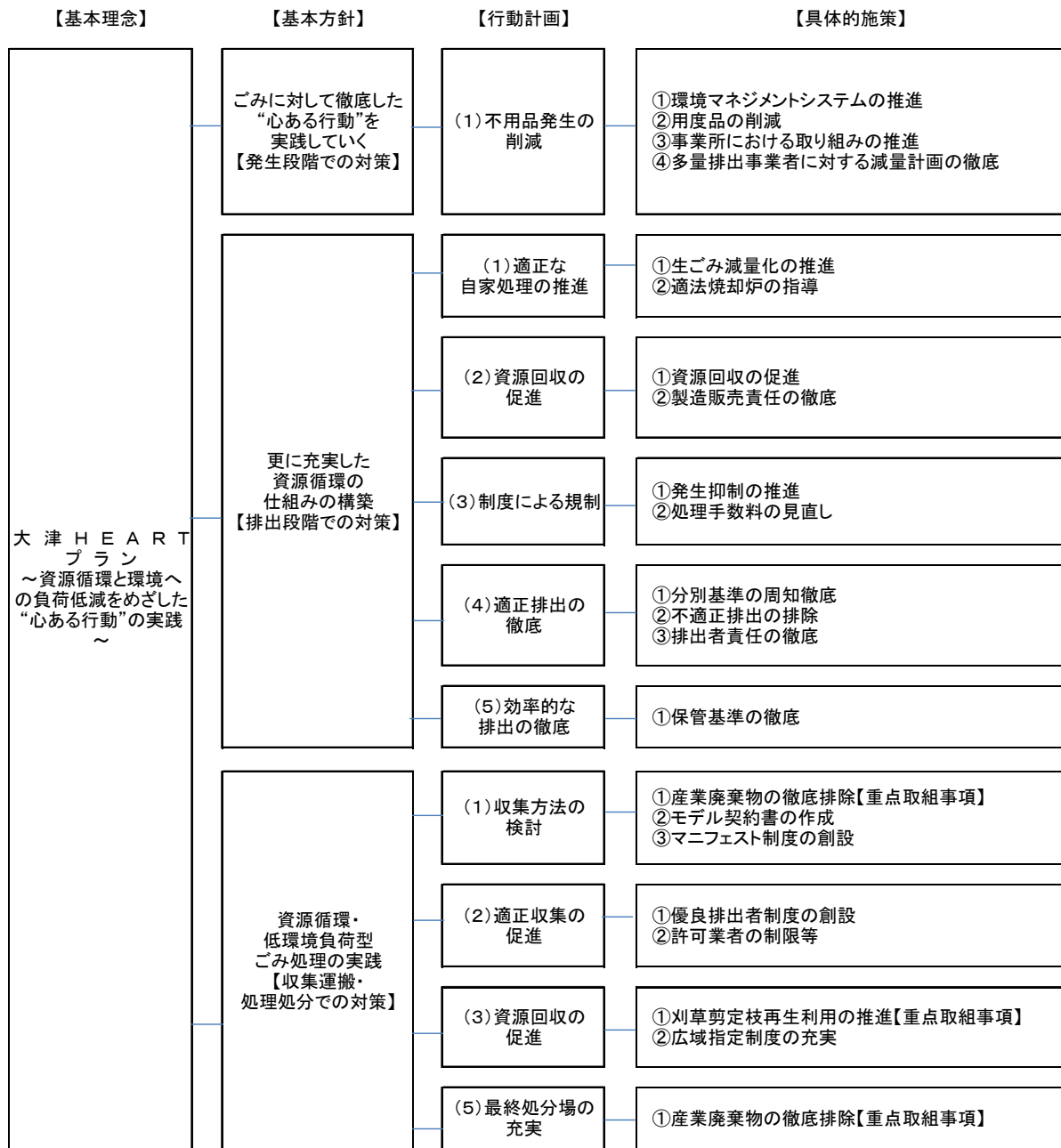


図 5-4-3 施策の体系図（事業系）



ごみ種別の減量目標値を表 5-4-2 に示す。

表 5-4-2 ごみ種別の減量目標値

ごみ種	単位:g/人・日	
	平成27年度	平成32年度
家庭系ごみ量合計	-20.6	-39.5
燃やせるごみ	-24.3	-45.5
燃やせないごみ	-0.1	-0.1
資源ごみ	4.8	8.1
乾電池	0.0	-0.3
大型ごみ	-1.0	-2.0
事業系ごみ量合計	-4.3	-18.8
燃やせるごみ	-2.6	-10.3
燃やせないごみ	0.0	0.0
資源ごみ	0.0	-1.5
大型ごみ	-1.7	-7.0
<b>減量目標 合計</b>	<b>-24.9</b>	<b>-58.3</b>
<b>集団回収増加分</b>	<b>10.1</b>	<b>18.5</b>
<b>合計</b>	<b>-14.8</b>	<b>-39.8</b>

表 5-4-1 主要な施策の実施スケジュール及び役割分担

【行動計画】	対象ごみ	【具体的施策】	区分	市民	事業者	市	前期	後期	
(1) 不用品発生削減	家庭系ごみ	①各種持参運動の推進	拡充	○		○	← 拡充 →		
		②過剰包装お断り運動	継続	○		○	← 継続 →		
		③リユースセンター設置【重点取組事項】	新規			○	検討	施設運営	
		④グリーン購入推進	継続			○	← 継続 →		
		⑤容器包装ごみの減量推進	新規	○		○	← 実施 →		
		⑥優良古物商紹介制度	新規			○	検討	実施	
	事業系ごみ	①環境マネジメントシステムの推進	継続			○	← 継続 →		
		②用度品の削減	継続		○	○	← 継続 →		
		③事業所における取り組みの推進	拡充		○	○	← 拡充 →		
		④多量排出事業者に対する減量計画の徹底	拡充		○	○	← 拡充 →		
(1) 適正な自家処理の推進	家庭系ごみ	①生ごみ処理機補助の継続	継続			○	← 継続 →		
		①コンポスト化の推進	新規	○		○	← 実施 →		
		②水切り運動推進	拡充	○		○	← 拡充 →		
	事業系ごみ	①生ごみ減量化の推進	拡充		○	○	← 拡充 →		
		②適法焼却炉の指導	継続		○	○	← 継続 →		
(2) 資源回収の促進	家庭系ごみ	①紙の集団資源回収の促進	継続	○		○	← 継続 →		
		②かん、びん等集団資源回収の創設等	新規			○	← 実施 →		
		③集団資源回収等に係る支援の拡大	拡充			○	← 適宜見直し →		
		④拠点回収の拡充	拡充			○	検討	拡充	
		⑤店舗回収の推進	継続			○	← 継続 →		
		⑥適正処理困難物の再生利用委託【重点取組事項】	新規			○	検討	実施	
	事業系ごみ	①資源回収の促進	拡充		○	○	検討	拡充	
		②製造販売責任の徹底	継続		○	○	← 継続 →		
	(3) 制度による規制	家庭系ごみ	①ごみの有料化制度【重点取組事項】	新規			○	検討	実施
			②ごみの発生抑制に向けた啓発の推進	拡充			○	← 適宜見直し →	
③処理手数料の見直し			拡充			○	← 適宜見直し →		
事業系ごみ		①発生抑制の推進	新規			○	検討	実施	
		②処理手数料の見直し	拡充			○	← 適宜見直し →		
(4) 適正排出の徹底	家庭系ごみ	①分別の徹底と啓発強化	継続	○		○	← 継続 →		
		②環境整備推進員等、地域との連携	拡充	○		○	← 拡充 →		
		③集積所管理責任の徹底	継続	○		○	← 継続 →		
		④不法投棄対策の徹底【重点取組事項】	継続			○	← 継続 →		
	事業系ごみ	①分別基準の周知徹底	継続		○	○	← 継続 →		
		②不適正排出の排除	拡充		○	○	← 拡充 →		
		③排出者責任の徹底	継続		○	○	← 継続 →		
		④分別基準の周知徹底	継続		○	○	← 継続 →		
(5) 効率的な排出の徹底	家庭系ごみ	①びん等コンテナ収集	新規			○	検討	実施	
	事業系ごみ	②集積所に対するケージ設置等に対する支援	新規			○	検討	実施	
(1) 収集方法の検討	家庭系ごみ	①びん等コンテナ収集車両導入	新規			○	検討	実施	
		②プラスチック製容器包装収集日の増設	新規			○	検討	実施	
	事業系ごみ	①産業廃棄物の徹底排除【重点取組事項】	拡充		○	○	← 拡充 →		
		②モデル契約書の作成	新規		○	○	検討	実施	
		③マニフェスト制度の創設	新規		○	○	検討	実施	
(2) 適正収集の促進	家庭系ごみ	①車両重量計の設置	新規			○	検討	実施	
		②GPS機能搭載等	新規			○	検討	実施	
	事業系ごみ	①優良排出者制度の創設	新規			○	検討	実施	
		②許可業者の制限等	新規			○	検討	実施	
(3) 資源回収の促進	家庭系ごみ	①びん等コンテナ施設の設置	新規			○	検討	実施	
		②選別機器の強化	拡充			○	検討	拡充	
	事業系ごみ	③資源広域回収保管場所の設置	新規			○	← 実施 →		
		①刈草剪定枝再生利用の推進【重点取組事項】	新規		○	○	検討	実施	
(4) 処理施設の充実	家庭系ごみ	②広域指定制度の充実	拡充		○	○	検討	拡充	
		①長期計画に基づく合理的な施設設置【重点取組事項】	新規			○	検討	実施	
(5) 最終処分場の充実	家庭系ごみ	①最終処分場の受入制限強化	拡充			○	検討	拡充	
		②フェニックス計画への参画継続	継続			○	← 継続 →		
	事業系ごみ	①産業廃棄物の徹底排除【重点取組事項】	拡充		○	○	← 拡充 →		

## 1. ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践していく【発生段階での対策】

### (1) 不用品発生の削減

「もったいない」の精神に基づき、日々の生活において、地球環境に対してやさしいもの、使い捨て商品ではなく、長く使えるもの、詰め替え商品などを選び、必要以上のものを買わないように心がける。また、不用品を「必要なもの」に再利用する場としてフリーマーケットやリユースセンターなどを有効活用する。

事業活動を行う上では、徹底したごみの発生抑制を実施する。なお、実施にあたっては、明確な目標値を設定した上で効率的かつ合理的に対策を実施する。

### 【具体的施策】

#### 1) 家庭系ごみ

##### ①各種持参運動の推進（拡充）

下記の各種持参運動を推進することで、市民及び事業者の減量化意識の向上が期待できる。

- ・マイバッグ持参運動・・・・・・・・（レジ袋の削減）
- ・マイはし推進運動・・・・・・・・（割り箸の削減）
- ・マイカップ・ボトル推進運動・・・・（紙コップ、ワンウェイ容器の削減）

##### ②過剰包装お断り運動（継続）

不必要な過剰包装を断り、包装の簡素化を推進することで、市民及び事業者の減量化意識の向上が期待できる。

##### ③リユースセンター設置（新規）【重点取組事項】

大型ごみなどの耐久消費財の中にはまだ使用可能なものも多い。拠点としてのリユースセンターを設置し、市が率先して発生抑制、再使用を推進することで、効果的な啓発及び地域の活性化が期待できる。

##### ④グリーン購入推進（継続）

製品やサービスを購入する際に、必要性を再考し、本当に必要なものだけを購入する。また、購入時には製造工程や商品の耐久性などを考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先する。

##### ⑤容器包装ごみの減量推進（新規）

「滋賀県容器包装削減宣言」に基づき、市民に対し事業者及び団体の取組を広報するなど広く意識の啓発を図る。

##### ⑥優良古物商紹介制度（新規）

一定期間の運営及び行政処分の有無、情報公開性や環境保全への取組等を考慮した優良古物商紹介制度を推進することにより、優良業者の育成と適正処理の推進に寄与することが期待できる。

## 2) 事業系ごみ

### ①環境マネジメントシステムの推進（継続）

事業者の環境マネジメントシステムを推進することにより、事業の効率化及び環境負荷の低減を推進する。環境マネジメントシステム（ISO14001等）の運用により、環境負荷の低減や廃棄物の発生抑制を図ることができるシステムの構築が期待できる。

### ②用度品の削減（継続）

用度品の管理方法を見直し、不要な用度品を削減する。

### ③事業所における取り組みの推進（拡充）

事業所向けごみの減量、資源化の啓発用パンフレットを活用し、業種や事業規模に応じて組織単位での取り組みができるよう情報発信する。また必要に応じて事業所への訪問指導を実施する。

### ④多量排出事業者に対する減量計画の徹底（拡充）

事業系ごみを多量に発生させる事業者に対し、発生抑制、再利用及び再生利用並びに適正な処理についての指導及び助言を行うため、事業系ごみを一定量以上排出する事業者に対して、減量計画の作成、提出を求める。

（ただし、市内に複数の店舗等がある場合は、それぞれの店舗を一つの事業者とみなす。）

本市では、条例等に基づきその対象事業者を市の処理施設へ年間 50 t 以上搬入する事業者としているが、他都市の動向等を踏まえ、計画期間中に対象事業者の見直しについても検討する。

提出された減量計画に基づき、各事業所のごみ減量化や適正処理に関する個別指導を実施する。減量計画を提出しない事業者に対しては、改善勧告を実施し、さらに勧告を受けた者が従わなかった場合は、その旨を公表する。



## 2. 更に充実した資源循環の仕組みの構築【排出段階での対策】

### (1) 適正な自家処理の推進

生ごみの水切りや堆肥化は身近にできる有効な発生抑制策である。地域性に応じた適正な自家処理の推進にむけて各種施策を実施する。

#### 【具体的施策】

##### 1) 家庭系ごみ

###### ①生ごみ処理機補助の継続（継続）

現在、実施している生ごみ処理機活用事業補助金制度の継続を基本とし、生ごみの資源化を促進する。補助対象者の範囲の見直しについても検討する。また購入者に対するアンケート調査など追跡調査を実施し、それを分析することにより事業推進のための取り組みについて検討する。

###### ②コンポスト化の推進（新規）

燃やせるごみの約4割が生ごみ（ちゅう芥類）である。身近な燃やせるごみの減量化方策として、家庭におけるコンポスト化を推進する。郊外地域をモデル地域として設定するなどの取り組みを実施し、コンポスト容器等購入助成のあり方について検討する。コンポスト教室の開催などにより普及に努め、段ボールコンポストなどを参考として処理の方式や堆肥の有効活用についてホームページや広報等を通じて、情報提供を行っていく。

###### ③水切り運動推進（拡充）

生ごみの約7～8割りは水分である。普段捨てている生ごみを「もう一絞り」することで、約10%の水分を減らすことが可能であることから「ひとしぼり運動」を展開し、市民生活への定着を図る。また、生ごみの水切りは、ごみ質の改善にも効果が期待できる。

(備考) 一部地域で実施されている家庭系生ごみ堆肥化事業については、下水道の整備によるし尿汲み取り量等の減少に伴うし尿等収集運搬業者への支援事業として別法律に基づき実施されているもので、市のごみ減量施策またはモデル事業として位置付けられたものでないことから、本計画の対象とはしていない。

##### 2) 事業系ごみ

###### ①生ごみ減量化の推進（拡充）

加工残渣、売れ残り商品、調理くず、食べ残り商品などの発生抑制や食品廃棄物の再生利用の推進を図る。

###### ②適法焼却炉の指導（継続）

事業者が自ら設置している焼却炉については、廃棄物処理法や大気汚染防止法など関連法令を遵守した適法施設であることが重要である。引き続き適法焼却炉の指導を行う。

## (2) 資源回収の促進

集団回収や店頭回収、拠点回収などを有効活用し、資源回収の促進を図る。

### 【具体的施策】

#### 1) 家庭系ごみ

##### ①紙の集団資源回収の促進（継続）

燃やせるごみに占める紙類の量は多く、約4割を占める。その多くが資源化可能なものであり、集団資源回収を通じて雑紙等のさらなる啓発を実施し、紙類の資源化を促進する。また、集団回収未実施地域の把握と啓発を実施し、集団資源回収の活性化と回収量の増を図る。

##### ②かん、びん等集団資源回収の創設等（新規）

現在紙類のみ実施されている集団資源回収の品目を見直し、かん、びん等を含めた集団資源回収制度を創設し、多様な資源化手段の確保を目指す。

##### ③集団資源回収等に係る支援の拡大（拡充）

集団資源回収等に伴う団体等に対する補助金については、市民の資源化意識の促進や市況に見合った価格とするため、他都市の状況や古紙市場価格の調査により補助単価を適宜見直していくこととする。

##### ④拠点回収の拡充（拡充）

現在拠点回収を実施している牛乳パック、乾電池のほか、廃食油及び蛍光管についても、拠点回収場所の設置を検討する。

##### ⑤店舗回収の推進（継続）

店舗回収は、消費者が購入時に持参することで効率的な資源回収が可能であるため、店舗回収を推進する。また、店舗回収実施店について、ホームページや広報等において掲載し、より一層の啓発を図る。

##### ⑥適正処理困難物の再生利用委託（新規）【重点取組事項】

適正処理困難物をストックヤードで受入し、再生処理可能な物については廃棄物処理業者へ処理を委託し、資源化を推進する。

#### 2) 事業系ごみ

##### ①資源回収の促進（拡充）

オフィス等の事業系ごみには紙類が多く含まれているが、機密性の観点等から資源化に回っている量はわずかである。近年は機密性を保ちながら資源化できる業者も存在することから、紙の資源化に向けた普及・啓発を推進する。また、事業活動に伴い排出されるごみについては、性状が似たものが比較的まとまった量で発生するので、資源回収を促進するための制度化について検討する。

##### ②製造販売責任の徹底（継続）

製造販売責任の徹底に向け、事業者に自主的な製品回収やリサイクルしやすい商品の開発等について、引き続き啓発を実施する。

### (3) 制度による規制

排出量を制限することで、ごみ減量の意識を定着させる。また、家庭ごみの有料化や処理手数料の見直しについては、経済的側面から発生抑制を推進する理由づけとなるため、極めて有効な手段である。なお、実施にあたってはリバウンド対策や不法投棄対策等とあわせて検討する必要がある。

#### 【具体的施策】

##### 1) 家庭系ごみ

###### ①ごみの有料化制度（新規）【重点取組事項】

平成 22 年度に大津市廃棄物減量等推進審議会から「家庭ごみの有料化」は持続的なごみ減量や資源化効果が期待でき、負担の公平化が図れる施策であることから導入すべきであると答申を受けた。

社会情勢やごみ量の動向などを総合的に検討し、適切な時期に市民説明、条例改正等の手続きに入る。また、本施策実施による減量数値は、現時点で減量化目標の数値に含んでいないが、少なくとも中間年度の見直しの際には、具体的な計画数値を算入する。

###### ②ごみの発生抑制に向けた啓発の推進（拡充）

本市ではごみ集積所への排出について、1 回の収集につき 1 人あたり 20 リットル以下と規定しているが、現況に鑑みて排出量の見直しを行い、ごみの発生抑制に向けた啓発を引き続き実施する。

###### ③処理手数料の見直し（拡充）

搬入手数料について、処理経費に対する負担の割合や他の自治体との均衡、市の財政状況など総合的に勘案して定期的に検証し、適正な手数料設定について検討する。

##### 2) 事業系ごみ

###### ①発生抑制の推進（新規）

事業系ごみについても排出ごみ種の制限制度の創設について検討し、事業系ごみの発生抑制を推進する。

###### ②処理手数料の見直し（拡充）

事業系ごみ手数料について、処理経費に対する負担の割合や他の自治体との均衡、市の財政状況など総合的に勘案して定期的に検証し、適正な手数料設定について検討する。

#### (4) 適正排出の徹底

分別区分を遵守することにより、ごみの資源化を徹底し、適正処理を推進する。また、事業系ごみについては、廃棄物の性状による区分「事業系一般廃棄物、産業廃棄物」を徹底し、産業廃棄物の混入を防止する。

##### 【具体的施策】

##### 1) 家庭系ごみ

###### ①分別の徹底と啓発強化（継続）

広報やホームページを通じて家庭系ごみの分別基準について繰り返し啓発を実施し、分別基準についてさらなる周知徹底を図る。

特にプラスチック製容器包装については、より一層の分別を徹底するため、自治会回覧の活用や店頭啓発、イベント等の実施により回収量の増を図る。

本市の分別基準に満たない分別の不十分なごみについては、取り残しシールを活用し、資源ごみの高品質化へ誘導する。

###### ②環境整備推進員等、地域との連携（拡充）

環境整備推進員等リーダーとなる市民により、地域における排出ルール徹底の指導や分別方法の周知を図る。

###### ③集積所管理責任の徹底（継続）

集積所の管理責任を徹底し、集積所の清掃、分別不十分なごみの持ち帰り等、集積所周辺の衛生対策について引き続き啓発を実施する。

###### ④不法投棄対策の徹底（継続）【重点取組事項】

巡回パトロールや不法投棄多発地区の設定及び重点パトロール等による不法投棄対策を徹底し、市としての厳しい姿勢を明確にする。

##### 2) 事業系ごみ

###### ①分別基準の周知徹底（継続）

広報やホームページを通じて事業系ごみの分別基準について繰り返し啓発を実施し、分別基準についてさらなる周知徹底を図る。

###### ②不適正排出の排除（拡充）

広報やホームページを通じて産業廃棄物との明確な区分等について情報提供を実施する。また、定期的に搬入時検査を行い、分別基準の確認等を実施することにより、不適正排出を排除する。

###### ③排出者責任の徹底（継続）

事業活動による廃棄物については、排出者である事業者が責任を持って処理すべきであることについて、広報やホームページを通じて法的根拠等を踏まえた情報提供を行い、排出者責任の徹底を図る。

(5) 効率的な排出の徹底

資源ごみについては、収集段階での工夫により、資源化不適物の削減を図ることが可能である。びん類のコンテナ収集について検討を行うなど、効率的な排出に対する対策を講じる。

**【具体的施策】**

1) 家庭系ごみ

①びん等コンテナ収集（新規）

びん等資源化物のコンテナ収集について他市の事例等を調査・研究し、本市の状況を踏まえた効率的な排出方法について検討する。

②集積所に対するケージ設置等に対する支援（新規）

日常のごみ出しに対する支援策として集積所にケージ等を設置する際、設置費用の一部に対する補助金制度を創設し、集積所周辺の美観対策及び衛生対策を講じる。

2) 事業系ごみ

①保管基準の徹底（継続）

事業系ごみの保管基準を徹底し、廃棄物の漏洩や飛散等を防止する。

### 3. 資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践【収集運搬・処理処分での対策】

#### (1) 収集方法の検討

環境負荷低減に向けた収集方法について検討を実施する。また、施設整備に合致した収集方法を採用することにより、経費削減及び再生利用率の向上が期待できる。

#### 【具体的施策】

##### 1) 家庭系ごみ

###### ①びん等コンテナ収集車両導入（新規）

びん等資源化物のコンテナ収集について他市の事例等を調査・研究し、本市の状況を踏まえ、効率的なコンテナ収集車両の導入について検討する。

###### ②プラスチック製容器包装収集日の増設（新規）

市民アンケートなどにおいて要望の多いプラスチック製容器包装の収集頻度について、費用対効果及び可燃ごみ処理施設のごみ質に与える影響等を踏まえて検討する。

##### 2) 事業系ごみ

###### ①産業廃棄物の徹底排除（拡充）【重点取組事項】

事業者への廃棄物処理法の主旨に基づく廃棄物の区分を明確にし、周知・徹底を行うことにより、排出時における産業廃棄物の事業系一般廃棄物への混入を防止する。特に業種指定のない産業廃棄物については識別しやすいため、同法の解釈の徹底を図る。

###### ②モデル契約書の作成（新規）

収集運搬については事業者ごとに個別契約しているが、適正処理推進のため事業者が委託契約する際に共通した契約となるようモデル契約書の作成について検討する。

###### ③マニフェスト制度の創設（新規）

産業廃棄物において制度化されているマニフェスト制度について、事業系一般廃棄物についても同制度を参考にした制度の創設について検討し、減量意識の向上や適正処理の推進を図る。

## (2) 適正収集の促進

適正収集を促進し、効率的かつ効果的な収集運搬体制を構築する。

### 【具体的施策】

#### 1) 家庭系ごみ

##### ①車両重量計の設置（新規）

収集車両に重量計を設置し、大型ごみ等収集の際の重量把握及び収集作業の効率化を推進する。

##### ②GPS機能搭載等（新規）

収集車両にGPS機能を搭載し、取り残した収集地区の応援等、効率的な収集運搬体制を構築する。また車両、庁舎、施設との電子データの接続等により、データ共有システムの構築を図る。

#### 2) 事業系ごみ

##### ①優良排出者制度の創設（新規）

減量計画書に基づき、ごみの分別・減量化計画について積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、より一層の事業系ごみ減量に関する取り組みを推進する。

##### ②許可業者の制限等（新規拡充）

本市の事業系ごみ収集量及び許可業者の許可件数について精査を行い、新規申請については、許可要件を厳格化し、適正業者数の確保に努める。

業者に対しての研修等を通じ、汚水もれ等の不備が生じないよう収集車両の整備徹底を図る。

### (3) 資源回収の促進

効率的な資源回収を実現するために必要な施設の整備を行う。なお、民間施設に委託する方が効率的なものについては、外部委託の可能性についても検討を実施する。

#### 【具体的施策】

##### 1) 家庭系ごみ

###### ①びん等コンテナ施設の設置（新規）

びん等資源化物のコンテナ収集の検討に合わせ、コンテナ収集に対応した選別施設の設置について検討する。

###### ②選別機器の強化（拡充）

各種選別機器について費用対効果を踏まえた上で必要なものについて強化を図り、資源化率の向上と残渣発生率の削減に努める。

###### ③資源広域回収保管場所の設置（新規）

設置可能な箇所については、ストックヤードを設置しモデル的に実施する。地域で設置要望がある場合については、助成措置について検討する。

##### 2) 事業系ごみ

###### ①刈草剪定枝再生利用の推進（新規）【重点取組事項】

剪定枝等の資源化を図るため、これまでの実験段階から生じた問題点を整理し、運営形態や経費比較等を検討の上、最適な方策を選択し、本格実施を目指す。

###### ②広域指定制度の充実（拡充）

環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの（製品端材等）を広域的に回収し、製品原料等にリサイクルまたは適正処理が可能である広域指定制度の充実を図り、効率的な資源回収システムを推進する。



#### (4) 処理施設の充実

本市の焼却処理施設は、いずれも稼働後 20 年以上経過し、老朽化に伴う施設更新が必要である。施設整備にあたっては、3 施設処理体制を基本として、効率的な施設整備を目指すこととする。

##### 【具体的施策】

###### 1) 家庭系ごみ

###### ①長期計画に基づく合理的な施設設置（新規）【重点取組事項】

長期計画に基づき、現在稼働しているそれぞれの処理施設における機能の充実を図る。具体的には現有施設の機能回復及び延命化を図りつつ、施設の更新計画を踏まえ、効率的なエネルギー回収が可能な新施設の整備を実施する。

#### (5) 最終処分場の充実

最終処分場の有効活用の観点から、最終処分場の延命化に必要な対策を講じる。また、フェニックス計画にも継続参加し、最終処分場の安定的確保に努める。

##### 【具体的施策】

###### 1) 家庭系ごみ

###### ①最終処分場の受入制限強化（拡充）

最終処分場での受入基準を厳格化し、分別基準等を満たさないものについては受入拒否することにより、最終処分場の適正かつ効率的な利用に努める。

###### ②フェニックス計画への参画継続（継続）

フェニックス計画については参画を継続し、焼却残渣の最終処分について安定的確保を図る。

###### 2) 事業系ごみ

###### ①産業廃棄物の徹底排除（拡充）【重点取組事項】

事業者への廃棄物処理法の主旨に基づく廃棄物の区分を明確にし、周知・徹底を行うことにより、最終処分時における産業廃棄物の事業系一般廃棄物への混入を防止する。特に業種指定のない産業廃棄物については識別しやすいため、同法の解釈の徹底を図る。

## 第5節 収集運搬計画

収集運搬は、本市全域から排出されるごみを迅速に集め、市民の生活環境に支障がないように中間処理施設まで運搬することが目的である。本市においては、まず発生抑制による発生源での減量化を推進し、さらにその結果排出される廃棄物に対して、分別収集することにより、資源化が可能なものを選別し、再生利用の推進を図ることとする。

また、本市の処理・処分の形態に即した分別排出の徹底を市民に要請し、適正処理の実施を推進する。このように本市の収集・運搬は、再資源化及び適正処理の推進を踏まえ、合理的かつ効率的な体制を整備することを目標とする。

### 1. 収集運搬の主体

本市から発生する家庭系ごみの収集運搬については、本市が行うものとする。また、事業系ごみについては本市が許可する収集運搬許可業者により収集を行うこととする。

### 2. 分別の種類・区分及び分別の方法等

#### (1) 収集区域

収集区域は本市の全域とする。

#### (2) 収集方法

現在、本市の家庭系ごみについては、ステーション方式、戸別回収（大型ごみ）及び拠点回収による収集を行う。

#### (3) 分別収集体制

収集品目については（表 3-2-1 及び表 3-2-2 P15）のとおり現状の体制を維持しつつ、必要に応じて検討を行う。

### 3. 計画ごみ収集量

ごみ収集量の見込みを表 5-5-1 に示す。ごみ収集量は、減量化・再資源化目標年度である平成 32 年度で家庭系が 62,392 t/年、事業系（直接搬入量）が 32,193 t/年である。

表 5-5-1 ごみ収集量の見込み

(単位:t)			
年度/項目	H19	H27	H32
ごみ収集量	114,402	100,239	94,585
家庭系ごみ収集量	74,856	65,742	62,392
燃やせるごみ	60,905	57,602	54,088
燃やせないごみ	1,719	1,838	1,808
資源ごみ	6,129	5,764	6,097
乾電池	39	38	37
大型ごみ	6,064	500	362
事業系ごみ(直接搬入量)	39,546	34,497	32,193
燃やせるごみ	36,425	30,996	29,612
燃やせないごみ	907	1,313	1,284
資源ごみ	300	200	0
大型ごみ	1,915	1,988	1,297

注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## 第6節 中間処理計画

中間処理は、収集運搬されたごみを減容化・再資源化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程である。

本市では、中間処理において、再資源化が可能なものについては積極的に資源化を行うこととし、燃やせるごみについては、焼却処理施設にて焼却処理を、燃やせないごみ等は粗大ごみ処理施設にて処理した後、残渣等の埋立処分を行うこととする。

### 1. 中間処理の主体

本市域内から収集された一般廃棄物（ごみ）の中間処理については、本市の焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等において中間処理を行う。

### 2. 中間処理施設及び中間処理量

#### (1) 施設の種類、能力及び方式

中間処理施設の概要については（表 3-4-1～表 3-4-3 P20）に示したとおりである。なお、老朽化に伴う焼却処理施設の更新については、効率的なエネルギー回収を目指すとともに、安全・安心な施設整備に取り組むこととする。

#### (2) 計画処理量

##### 1) 焼却処理施設

焼却処理施設への搬入量の見込みを表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1 焼却処理施設への搬入量の見込み

(単位:t)

年度/項目	H19	H27	H32
焼却処理施設	103,612	91,805	86,488
収集ごみ	97,330	88,598	83,700
家庭系燃やせるごみ	60,905	57,602	54,088
事業系燃やせるごみ	36,425	30,996	29,612
処理後可燃物	6,282	3,207	2,788
破碎後可燃	5,944	2,904	2,448
選別後可燃	338	303	340

##### 2) 粗大ごみ処理施設等

粗大ごみ処理施設等への搬入量の見込みを表 5-6-2 に示す。

表 5-6-2 粗大ごみ処理施設等への搬入量の見込み

(単位:t)

年度/項目	H19	H27	H32
破碎処理施設	10,605	5,639	4,751
家庭系燃やせないごみ	1,719	1,838	1,808
家庭系大型ごみ	6,064	500	362
事業系燃やせないごみ	907	1,313	1,284
事業系大型ごみ	1,915	1,988	1,297

## 第7節 最終処分計画

本市における一連のごみ処理システムの中で発生したごみは、排出、収集・運搬及び中間処理の各段階で減量化、再資源化を実施している。

ごみの減量化は最終処分場での処分量を低減することが大きな目的であり、本市ではごみの減量化を行うことにより焼却灰及び埋立対象物の減量化を図ることとする。

### 1. 最終処分の主体

中間処理後の最終処分については、本市が管理・運営する最終処分場及び大阪湾フェニックス計画に基づき、大阪湾臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っている。なお、大阪湾フェニックス計画については、平成33年度までの計画であることから、引き続き新たな処分容量の確保に向けて働き掛けていくとともに、ごみの減量化により処分場の延命に努めることとする。

### 2. 最終処分量

最終処分量の見込みを表5-7-1に示す。

表5-7-1 最終処分量の見込み

(単位:t)

年度/項目	H19	H27	H32
最終処分量	17,873	13,143	11,964
焼却残渣	12,005	10,374	9,773
かん選別不燃	232	154	142
びん選別不燃	2,028	709	444
収集燃やせないごみ埋立	3,608	621	611
直搬燃やせないごみ埋立		444	434
収集大型ごみ埋立		169	122
直搬大型ごみ埋立		672	438

## 第8節 重点取組事項

### 1. リユース事業の推進

リユースの推進は製品の使用期間を長期化し、廃棄物の発生抑制に寄与することから、リサイクルの前にリユースを進めることが大切である。平成4年度から年に1度のイベントとして開催してきたリサイクルマーケットの中で、市民から提供を受けたリユース品の提供を実施してきたが、常設のリユース施設がほしいという要望はイベント参加者の中でも大変多い。

平成22年度策定のリユース事業基本構想に基づき、運営や流通手段、施設配置等について検討し、市民に親しんでもらえる拠点施設としてリユースセンターを整備する。

またこの拠点施設を活用して、イベント、モデル事業、体験学習、工房等を実施し、市民のリユースへの取組を支援する。

### 2. 一般廃棄物処理施設の整備計画

一般廃棄物の適正な処理体制が確保できるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備を計画的に推進する。

中間処理施設については、本市の市街地形状から北部、中部、南部で分散することによる効率性及び災害対応や長期施設停止等のリスク低減等のため、南部クリーンセンターの整備、環境美化センターと北部クリーンセンターの建替更新による3施設処理体制を基本に整備を進めていく。

最終処分場については、大田廃棄物最終処分場（第1期）、北部廃棄物最終処分場がそれぞれ計画期間内に埋立完了予定であることから、埋立完了後も適正処分ができるよう大田廃棄物最終処分場（第2期）の整備等、次期整備計画を策定して整備を進める。

しかしながら、集中した期間に巨額の財政負担を伴うことから、整備経費の圧縮や財政負担の平準化に努めた整備計画を策定するとともに今後、本基本計画の施策実施や市民等の努力による今後のごみ量推移や社会背景の変動等に応じ、規模等について適宜見直しを行う。

いずれにしても既存の廃棄物処理施設の徹底的な活用が必要であることからストックマネジメントの概念により、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

### 3. 家庭ごみの有料化制度

平成23年1月に大津市廃棄物減量等推進審議会からごみ減量効果や負担公平化、周辺自治体の実施状況に鑑みて、「家庭ごみの有料化」を実施すべきであるとの答申を受けた。

答申にあたっては、大津市廃棄物減量等推進審議会から、本制度の導入には、市民の理解を充分に得ることや、ごみ減量に尽力してこられた諸団体、諸活動との連携を一層強めること、これまで以上にごみ減量および資源化に係る施策の充実に努めることとの意見が付け加えられている。

ごみ量や社会情勢などの情勢を見極め、適切な時期に、実施に向けての制度設計、条例改正等の手続きに入ることを検討する。

制度導入の場合には、市民に対して十分な説明、周知の期間を確保し、その理解に努めることとする。

#### 4. 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分の明確化

平成21年4月に本市が中核市に移行し、一般廃棄物だけでなく産業廃棄物に係る業務についても、県から権限移譲され、所管することになったことから、事業系の一般廃棄物と産業廃棄物の区分をより明確化していく責務がある。

産業廃棄物を持ちこませないために、事業系ごみの展開調査等を実施し、その方針の徹底を図る。事業系の資源化物（かん、びん、ペットボトル）については、施設への搬入を停止する方向で検討し、実施する。

#### 5. 刈草剪定枝再生利用の推進

バイオマスの利活用を推進する観点から、公共施設より生じる刈草剪定枝については、再生利用実験を実施してきたが、平成23年度をもって堆肥化実験を終了し、実験結果の検証と本格実施に向けた手法について検討を進める。

平成22年度策定の刈草剪定枝再生利用事業基本計画の方針に基づき、これまでの実験段階から発生した問題点を整理し、再製品の品質や安全性の確保を前提としつつ、運営形態ごとに経費比較等を行うことにより、本市にとって最適な方策を選択し、計画期間中の本格実施を目指す。

#### 6. 適正処理困難物再生利用の推進

市民サービスの向上や不法投棄の未然防止のため、市の処理施設で処理できない適正処理困難物をストックヤードで受入し、再生処理可能な物については廃棄物処理業者へ処理を委託する。また解体が可能なものについては、これを分解解体する。受入にあたっては、運搬及び処理に係る手数料の設定について検討する。

#### 7. 不法投棄等不適正処理対策事業の推進

不法投棄、野外焼却及び不適正保管等の不適正処理事案に対して、早期発見、早期是正を監視パトロールや是正指導により行う。

廃棄物の不適正処理について、行為者を追求し是正指導を行うとともに、行為者が不明な場合は、地権者や土地管理者に対して是正を求め原状回復に努める。

## 第9節 計画の推進にあたって

### 1. 啓発活動の推進

ごみの減量化目標を達成するためには、市民や事業者の自主的で主体的な取り組みが必要であり、分別方法やごみ出しルールをはじめ、ごみ処理の状況やごみの減量方法、資源化の方法といった情報をわかりやすく伝えていく必要がある。

広報、ホームページ、パンフレット、チラシといった情報発信はもちろん、情報が共有化できるよう、マスメディアの活用、啓発用DVDやビデオの作成、電車ラッピング、3Rや環境イベントの開催など、あらゆる媒体や機会を活用して広く情報提供ができるように努め、単発的な取り組みではなく、継続して繰り返し啓発できるように実施する。

3R推進月間やごみ減量月間などのキャンペーンを実施するなど、集中的な啓発にも努めていく。一方で市民からの知恵を「お家の知恵袋」として編集するなど、双方向的な活動となるように取り組んでいく。

事業者に対しては、経済的なインセンティブも踏まえて、ごみ減量や資源化への行動を誘導していく。

また、地域における啓発活動が広がっていくよう環境整備推進員等に対する研修や説明会、意見交換会を開催し、機能的できめ細やかな対応を図る。

### 2. 環境学習の推進

循環型社会の重要性や具体的な取り組みを進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要で、廃棄物の発生抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識づけを図ることが必要である。

とりわけ次代を担う子どもたちへの環境学習は、若年時からごみ減量や資源化の意識付けとなり、その波及効果も大きいことから小中学校等への環境学習を推進する。

小学校4年生の学習教材である「くらしとごみ」の継続、充実や施設見学の実施、イベント開催と連動した絵画、標語等の募集や表彰といった機会を通じて、効果的なごみ学習ができるよう図っていく。

リユースセンターや環境交流館における体験学習やリサイクル教室などの企画立案や出前講座などの活用により、それぞれの世代や立場の市民や事業者に学習機会が提供できるよう事業を展開していく。

### 3. 今後の進捗管理

基本計画の実施のために必要な各年度の事業については単年度ごとに実施計画を策定し、具体的にこれを定める。

年度ごとの計画の進捗については、その達成度や状況を適確に評価ができるように年次ごとの目標を定め、それに対する実績の推移を点検していく。

その結果については、広く市民に対し公開し、ごみ減量意識や資源化意識の向上へつなげていくこととする。

また、費用分析については、これまで独自に行ってきたが、今後は国の定める一般廃棄物会計基準の分析手法を導入する。

### 4. 中間年度における見直し

本計画については、施策の成果や実績を踏まえて、中間目標年度（平成27年度）に見直すこととする。また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には弾力的に見直しを行う。改定を行う場合にあっては市民に対して理解と協力を得るように努める。

## 5. 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化対策は緊急の課題であり、本市においても「アジェンダ21おおつ」に基づき、取り組みを進めている。

市民、事業者、行政が一体となったごみ減量が、焼却時の温室効果ガス排出抑制につながり、効率的なごみ処理体制の整備が、石油由来のエネルギー使用量の削減に資することからも、常に地球環境保全の視点を持って廃棄物処理に係わる事業の展開を図る。

この視点から施策の妥当性についても検討していく。

## 6. 市民、事業者、行政の協働による推進

ごみの減量化と資源化の施策を推進していくためには、市民、事業者、行政の協働による取り組みが不可欠である。ごみ減量と資源再利用推進会議との連携を強化し、一体となった取り組みが展開できるようにその協力体制の構築をさらに進める。



## **第10節 その他必要な事項**

### **1. 美化活動等の取扱方針**

地域における美化活動については、まちをきれいにする意識向上やその啓発の点から収集及び搬入にあたり本市としてもその活動を支援しているところであるが、実施にあたっては別途定める要領により行うものとする。

### **2. 在宅医療廃棄物**

在宅医療の進展に伴い、家庭から在宅医療で使用した材料が排出されるようになってきている。非鋭利なものや鋭利なものでも安全な仕組みをもつものについては、市で収集を行うが、注射器、注射針等の鋭利なものや、非鋭利なものでも感染性のあるものについては、医療機関等へ返却することとする。

### **3. 動物等の死体収集**

犬、猫等の野良、野生動物死体収集については、別途定める要領により取り扱うものとする。

### **4. 災害廃棄物**

大津市防災会議の「大津市地域防災計画」に基づき、震災廃棄物、水害廃棄物等災害廃棄物の処理について適切に対処する。